

令和4年（ワネ）第2061号 損害賠償請求 控訴事件

控訴人（一審原告） 部落解放同盟 外234名

被控訴人（一審被告） 示現舎合同会社 外2名

第1準備書面（控訴理由書）

2022年3月24日

東京高等裁判所 御中

控訴人ら代理人弁護士 河村 健夫

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人

控訴人らは、本書面で、頭書事件に関する控訴の理由を述べる。

目次

はじめに	7
第1 プライバシー権について（争点2、争点4、争点5、争点7）	8
1 原判決の判示	8
(1) 争点2	9
(2) 争点4	11
(3) 争点5	12
(4) 争点7	15
2 原判決の判断の誤りとその原因	15
3 原判決が部落差別の実情を理解しようとせず、浅薄皮相な理解に基づいて判断した こと	16
(1) 原判決が、部落差別のうち地名情報による差別にのみ着目して判断したこと	17
(2) 部落差別の実情として、戸籍情報を基にした差別（系譜的側面にも着目した 差別）が現在も絶え間なく続いていること.....	19
(3) 「土地」に着目した部落差別のケースにおいても、「現在の住所地」「現在の本 籍地」以外の「土地」、すなわち親族の住所・本籍や過去の住所、出生地などの土地 情報により差別されるケースが多々生じていること.....	21
(4) 原判決が「現在の住所・本籍」以外の土地情報に基づく差別が横行している ことについて証拠上明らかであることを認識していたこと.....	23
(5) 社会生活を営む上で現在の本籍と現在の住所の情報しか開示しない旨を想定 する原審の判断があまりに現実離れしていること.....	26
(6) 原審の手續上も部落差別の実情を理解しない裁判官のありようが顕著である こと	29

(7) プライバシー権による保護は現在の住所・本籍地に限定されるはずがないこと	33
4 原判決がプライバシー権について、「覗き見されない権利」「そっとしてもらふ権利」といった古典的な理解に留まり、情報コントロール権などの権利内容の発展について全く理解していなかったこと	34
(1) 原判決の判断	34
(2) 原判決のプライバシー権に対する判示が「覗き見されない権利」と同様の理解に基づいてなされていること	34
(3) プライバシー権は情報コントロール権を含めて権利内容として理解されていること	35
(4) 原判決の論理では「暴けば暴くほど、プライバシー権侵害が問われなくなる」という逆転した論理となり、プライバシー権侵害を抑止することができないこと	37
(5) 一審被告らが関与した「復刻版全国部落調査」及び「部落解放同盟関係人物一覧」の形式での開示を承諾した一審原告は1人たりとも存在しないこと.....	38
第2 名誉権について（争点2）	40
1 名誉権に関する原審の判断	40
2 原判決がプライバシー権について「覗き見されない権利」「そっとしておいてもらう権利」と考えたことが名誉権侵害の判断に悪影響を与えていること.....	41
3 プライバシー権の権利内容と名誉権の権利内容は異なり、従ってまた、プライバシー権侵害の範囲と名誉権侵害の範囲も異なること.....	42
4 本件における名誉権侵害の成立は明らかであること.....	43
第3 差別されない権利の侵害について（争点2）	45
1 原審の判断	45

2	一審原告らの主張の概要	45
	(1) 原判決に内在する矛盾	45
	(2) 「地域一覧」及び「部落解放同盟人物一覧」の客観的な性質.....	46
	(3) 一審被告らの差別的意図	50
3	「差別されない権利」の具体的権利性.....	53
	(1) 憲法上の根拠	53
	(2) 国際法による裏付け	58
	(3) 小括	62
4	「差別されない権利」を正面から認める必要性.....	63
	(1) 原審におけるプライバシー権及び名誉権による保障の範囲.....	63
	(2) 一審原告らの法的に保護されるべき利益.....	64
	(3) 「差別されない権利」が認められるべきであること.....	70
5	平穏に生きる権利としての「差別されない権利」	71
	(1) 人格権の侵害	71
	(2) 保全手続における裁判所の認定.....	72
	(3) 人格権としての平穏生活権	73
	(4) 部落差別解消推進法と平穏生活権.....	74
	(5) 平穏生活権を人格権の基礎として認めた裁判例.....	76
6	一審原告らの「差別されない権利」の侵害.....	77
	(1) 現実に生じた差別助長の効果	77
	(2) 差別的な意図とその現実化	82
	(3) 回復不可能なアウティングによる損害.....	84
第4	業務を円滑に行う権利の侵害について（争点2）	85
1	原判決（3(4)）	85

2	業務遂行権の意義	86
	(1) 東京高裁平成20年7月11日決定.....	86
	(2) 本件における業務遂行権の意義.....	88
	(3) 権利行使としての相当性を越えること (①)	89
	(4) 受忍限度を越える困惑・不快を与えること (②)	93
	(5) 「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復 の困難な重大な損害が発生すると認められること (③)	98
	(6) 結論	102
第5	本件地域一覧の公開についての損害賠償義務 (争点3)	102
1	一審被告宮部の損害賠償責任	102
	(1) 原判決 (4(3))	102
	(2) 一審被告宮部の損害賠償責任	103
2	一審被告示現舎の損害賠償義務	103
	(1) 原判決 (4(3))	103
	(2) 一審被告示現舎の別紙書籍目録記載3の出版物の出版ないし出品への関与	104
	(3) 一審被告示現舎の別紙ウェブサイト目録記載の各ファイル等の掲載への関与	104
	(4) 結論	105
3	一審被告三品の損害賠償責任	105
第6	本件地域一覧に係る情報の削除及び公開差止めの可否 (争点4)	106
1	一審被告宮部についての情報の削除及び公開差止めの範囲.....	106
2	一審被告示現舎についての情報の削除及び公開差止めの可否.....	106
3	一審被告三品についての情報の削除及び公開差止めの可否.....	107

第7 本件人物一覧の公開による人格権侵害について（争点5）	107
1 極めて狭いプライバシー理解をした原判決の誤り	107
（1）原判決（6(1)ア）	107
（2）判例通説としての自己情報コントロール権	108
（3）本件「人物一覧」の特徴	108
（4）一審原告らの自己情報コントロール権侵害	111
2 親族に関する情報はプライバシー侵害にならないとする誤り（6(1)イ）	112
3 掲載されていない者はプライバシー侵害にならないとする誤り	112
4 原審判断枠組を前提にしたあてはめの誤り	113
第8 本件人物一覧の公開についての損害賠償責任（争点6）	113
1 ミラーサイトの犯人性	114
（1）原判決	114
（2）一審原告らの主張	114
2 ミラーサイトの責任の相当因果関係	115
（1）原判決	115
（2）一審原告らの主張	115
第9 本件人物一覧の削除及び公表差止めの可否（争点7）	116

はじめに

本件訴訟（本訴）は、一審原告らが、一審被告らが全国の被差別部落の所在地を一覧化したものを書籍として発行しようとし、さらに、これをインターネット上に公開したこと、「部落解放同盟関係人物一覧」として、個人の氏名、住所、電話番号、一審原告解放同盟（以下「一審原告解放同盟」という）の役職や職業、家族関係などの情報をインターネット上に公開したことなどによって、一審原告らの人格権が侵害され、さらに将来にわたって侵害されるおそれがあるとして、出版差止め、インターネット上の記事の削除・公開差止め、損害賠償を求めた事案である。

原審は、本件の争点として、以下のものをあげた（原判決13～14頁）。争点1ないし9が本訴に関するもの、争点10ないし15が反訴に関するものとされている。

- ・ 本訴の原告適格及び被告適格並びに訴えの利益の有無（争点1）
- ・ 本件地域一覧の公開による原告らに対する人格権侵害の有無（争点2）
 - （1）プライバシー侵害の有無について
 - （2）名誉権侵害の有無について
 - （3）差別されない権利の侵害について
 - （4）業務を円滑に行う権利の侵害について
- ・ 被告らは本件地域一覧の公開につき損害賠償義務を負うか（争点3）
- ・ 本件地域一覧に係る情報の削除及び公開差止めの可否（争点4）
- ・ 本件人物一覧のウェブサイト上への公開による原告らに対する人格権侵害の有無（争点5）
- ・ 被告らは本件人物一覧の公開につき損害賠償責任を負うか（争点6）
- ・ 本件人物一覧の削除及び公表差止めの可否（争点7）

- ・ 本件地域一覧及び本件人物一覧の公開により個人原告らに生じた損害額（争点 8）
- ・ 被告らが原告 3 名に関する情報をウェブサイト上に公開するなどしたことが不法行為を構成するか（争点 9）
- ・ 本件反訴の提起が訴権の濫用にあたるか（争点 10）
- ・ 本件仮処分申立 1 が被告会社に対する不法行為を構成するか（争点 11）
- ・ 本件仮処分申立 2 が被告宮部に対する不法行為を構成するか（争点 12）
- ・ 本件本訴の提起が被告三品に対する不法行為を構成するか（争点 13）
- ・ 被告三品は講演会から違法に追い出されたか（争点 14）
- ・ 原告解放同盟が被告らの顔写真を使用した文書を支部や地方協議会に配布したことが不法行為を構成するか（争点 15）

争点の設定自体には、控訴人（一審原告）らは異論はない。また、争点 1 及び争点 11 ないし 15 についての原審の判断についても争わない。そこで、原審が掲げる順序に概ね従い、控訴人（一審原告）らが原審の判断に不服を有する争点について、原審の判断の誤りを順次指摘する（争点 2 については各権利について、別建てで論じる）。

なお、争点 8 ないし 10 については、本書面とは別に、追って主張する。

本件は、双方控訴事件なので、以下、控訴人（一審原告）を「一審原告」、被控訴人（一審被告）を「一審被告」とよぶ。

第 1 プライバシー権について（争点 2、争点 4、争点 5、争点 7）

1 原判決の判示

原判決は、プライバシー権に関し下記のとおり判断している。

(1) 争点2

原判決は、「本件地域一覧の公開による原告らに対する人格権侵害の有無」を「争点2」として設定し、その中でプライバシー権について下記の判示をする。

①「個人のプライバシーに属する情報をみだりに公表されない利益は法的保護の対象」として、最判平成28年1月31日を援用する（原判決25頁）。

②「封建制度の身分制度に由来する不合理な差別は、明治初期は戸籍の記載自体に基づいて行われたものであったものの、この差別の問題を解決しようとした行政及び立法の対応により戸籍の調査が困難になると、本籍や住所が本件地域内にあるか否かの調査に基づいて行われるようになり」として、「戸籍の調査が困難になっている」との判断（経験則）を示すとともに、「部落差別につながる情報」は現状、「本籍や住所が本件地域内にあるか否かの調査」により取得されているとの判断を示している（原判決26頁）。

③その上で、「前記1（2）イの意識調査の結果等に照らしても」として、大阪府が2005年（平成17年）に大阪府民を対象として実施した意識調査や法務省人権擁護局が令和元年に実施した意識調査、日本労働組合総連合会が2016年（平成28年）に実施した調査等を明示した上で、「ある個人の住所または本籍が本件地域内にあることが他者に知られると、当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹謗中傷を受けたりする恐れがあることが容易に推認される」として部落差別を受ける危険を認定し（原判決26頁）、

④「以上に照らすと、ある個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」はみだりに他人に知られたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報に当たる」と判断する（原判決２６頁）。

この判示をより具体的に言えば、「現在の住所または本籍」が本件地域内（被差別部落）にある場合にはプライバシー権侵害が認められるが、「過去の住所または本籍」が本件地域内（被差別部落）にあった場合にはプライバシー権侵害を認めず、また同様に、「親族の住所または本籍」が本件地域内（被差別部落）にあった場合もプライバシー権侵害を認めないという判断を示したことになる（原判決２９頁参照）。

⑤その上で、「もっとも、本件地域情報それ自体は、地域に関する情報に過ぎないから、本件地域一覧が公開されたからといって、直ちに個人について「住所又は本籍が本件地域内にあること」が公表されたものとはいえない」との問題意識を示した上で（原判決２７頁）、「ある個人を被差別部落出身者として差別しようとする者は、当該個人の住所や本籍が本件地域内にあるか否かを調査し、その住所や本籍が本件地域内にあれば当該個人について差別的な取り扱いをしようとするものであるところ」との経験則を示し、「個人が社会生活を営む上で住所を開示することは不可避であり、又、結婚や就職等の場面において本籍を開示しないことも困難である」と判示し（原判決２７頁）、

⑥本件地域一覧をインターネット上のウェブサイトに掲載するなどして公開する行為は「住所又は本籍の情報と本件地域情報を対象して調査することにより、本件地域内に住所又は本籍がある個人について「その住所又は本籍が本件地域内にあること」を容易に知り得ることとなる」と判示し（原判決２７頁）、「本件地域一覧を公開する行為」は「これを開示された個人の住所又

は本籍の情報と対照する調査を容易にすることによって、当該個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」を広く知られる結果を招くものであり、専らそのような調査を容易にする」であるから、個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」を公表する行為と同視することができると判示し（原判決28頁）、本件一覧の公開はプライバシー権侵害となることを認める（原判決29頁）。

⑦ もっとも、原判決は個人原告のうち「住所又は本籍が本件地域内にあること」が既に広く知られている又は不特定多数の人に知られることを容認している原告」については「本件地域一覧の公開によりプライバシーが侵害されとはいえない」と判示する（原判決29頁）。その理由について原判決は「既に広く知られた情報であれば、これを重ねて公表することによりプライバシーが侵害されると認めることはできない」と判示している（原判決29頁）。

（2）争点4

原判決は、「本件地域一覧に係る情報の削除及び公開差止めの可否」を「争点4」として設定し、その中でプライバシー権について下記の判示をする。

①「人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」として、人格権侵害に基づく差止め請求の一般論を述べる（原判決33頁）。

②続けて「これを本件についてみると」として、「本件地域一覧の公開により本件認容原告ら①のプライバシー権を違法に侵害すると認められることは前記3説示のとおりであって、これによる本件認容原告ら①…が受けるおそ

れのある損失は結婚、就職等において差別的な取り扱いを受けたり、誹謗中傷を受けたりするという深刻で重大なものであり、その回復を事後に図ることは不可能ないし著しく困難である」と認定する（原判決34頁）。

③そのため原告らの差止請求は認められることとなるが、その範囲につき被告宮部らが出版しようとした別紙目録等は「いずれも本件地域一覧を掲載したもの」であるから「これらのうち本件認容原告①の住所又は本籍が本件地域内にあることを知られる結果を招く部分」とであると判断し、その具体的な範囲について「差止めの対象となる部分の前後の記載から当該部分が推知されると差止めの目的を達することができないから、本件地域一覧のうち本件認容原告ら①の住所又は本籍の属する都道府県の範囲で上記差止めを認める」と判示する（原判決35頁）。

（3）争点5

原判決は、「本件人物一覧のウェブサイト上への公開による原告らに対する人格権侵害の有無」を「争点5」として設定し、その中でプライバシー権について下記の判示をする。

①「原告解放同盟に所属していること及びその役職名」について、当該情報が明らかになれば「一般に同和地区出身者として認識され得る上、個人原告らが原告解放同盟の活動に賛同していることを示す点でその思想や信条に係る事項と評価すべき」として「これらのことは通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄であり、プライバシーに属する情報に当たる」とする（原判決37頁）。

しかしながら「原告ら個人のうち、原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している

者」については「本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない」とする（原判決３７頁）。

②「住所及び電話番号」について、「これらの情報が公開されれば、私生活上の平穩を害されるのではないかと不安を生じさせるもの」であり「プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」と判示する（原判決３８頁）。

しかしながら「本件人物一覧に掲載された住所及び電話番号が提訴時において既に使用されていないものであった場合や同一性を欠く程度に誤っていた場合」や「個人原告らのうち、住所及び電話番号が一般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している者」については「本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない」とする（原判決３８頁）。

③「勤務先及び所属する私的団体の名称」について、「関係者以外の第三者に広く知られているものではなく、通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄であって、プライバシーに係る情報」である旨判示する（原判決３９頁）。

しかしながら、「個人原告らのうち、その勤務先や所属する私的団体の名称が一般に広く知られている者や自らインターネット上で公開している者」については「プライバシーの侵害を認めることはできない」とし、具体的には「議員である者において、その者が議員であることや所属する政党名」を公開されたとしてもプライバシーの侵害は認められない」とする（原判決３９頁）。

④「生年月日」について、「このような単純な個人情報であったとしても、個人情報が売買の対象とされることなどにより、情報の開示を許容していな

い者にまで提供され、氏名と組み合わせることで新たな個人情報を引き出すのに利用されるのではないかとの危惧を抱くことは一般的なものになっているといえる」ことから「通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄であり、プライバシーに係る情報」である旨判示する（原判決 39 頁）。

しかしながら、「個人原告らのうち、生年月日が一般に広く知られている者や自らインターネット上で公開している者」や「生年のみに関する情報」については「プライバシーの侵害を認めることはできない」と判示する（原判決 40 頁）。

⑤「フェイスブックの URL」について、「個人原告らの実名を付したアカウントのウェブページの URL は、個人原告らが自らインターネット上で公開しているものなので」「通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄とはいえ、個人のプライバシーに属する情報にあたらない」と判示する（原判決 40 頁）。

⑥個人原告本人でなく、その親族に何する情報が記載された場合について、「一般に自らの親族の名前は日常生活を送る上で開示する機会は多くないため不特定多数の者が知り得る情報であるとはいえない」「他人が当該親族の名前を知っていたとしても同姓同名の者も存在し得る」ことから「個人原告らと当該親族との間の関係性が本件人物一覧に掲載されていない以上、これを見た者において、当該情報が個人原告らに関係する者であると了知することは一般的に困難である」として、親族に関する情報のみが掲載された原告についてはプライバシー権侵害は生じないと判示する（原判決 40 頁）。

⑦個人原告らの情報が本件人物一覧に掲載されていなくても将来的に掲載される危険があるかについて、「そのような危険性を認めるに足りる的確な証

抛はなく、かえって、被告宮部自身が…本件人物一覧を削除していることに照らすと」、当該危険があるとは認められないと判示する（原判決 4 1 頁）。

（４）争点 7

原判決は、「本件人物一覧の削除及び公開差止めの可否」を「争点 7」として設定し、その中でプライバシー権について下記の判示をする。

- ①「本件人物一覧の公開により本件認容原告ら②のプライバシーを違法に侵害」（原判決 4 4 頁）し、「これによる本件認容原告②…が受けるおそれのある損失はプライバシーに係る情報がインターネットを通じて公開されるという深刻で重大なものであり、その回復を事後的に図ることは不可能ないし著しく困難である」として差止めの一般的な要件を認めつつ（原判決 4 5 頁）、
- ②「本件人物一覧のうち、別紙ウェブサイト目録記載 3（1）の同和 Wiki に掲載されたもの（＝いわゆる「元サイト」のこと。一審原告ら代理人注記）については、平成 2 8 年 4 月 9 日に削除されているから、原告らの請求は前提を欠く」し、「目録記載 3（2）のミラーサイトに掲載されたものについては、…被告らが本件人物一覧をミラーサイトに掲載したとも、本件ミラーサイトに掲載された記事の削除権限を有しているとも認められない以上、被告らに対し、その削除を求めることはできない」と判示する（原判決 4 5 頁）。

2 原判決の判断の誤りとその原因

原判決のプライバシー権に関する上記判断は、本件において一審原告らの行為がプライバシー権の侵害となり、差止請求及び損害賠償請求が認められるという結論は是認できる。

しかしながら、原判決が本件においてプライバシー権侵害が成立する範囲について、

- ①「復刻版 全国部落調査」に係る情報（原判決で言うところの「本件地域一覧」に係る情報）との関係では「現在の住所・本籍」に限定して「過去の住所・本籍」や「親族の住所・本籍」との関係でプライバシー権侵害を否定したこと、
 - ②「部落解放同盟関係人物一覧」に係る情報（原判決で言うところの「本件人物一覧」に係る情報）との関係でも「親族に関する情報が記載」されたケースにおいてプライバシー権侵害を否定したこと、
 - ③「復刻版 全国部落調査」に係る情報・「部落解放同盟関係人物一覧」に係る情報の双方において「広く知られている者」「不特定多数の人に知られることを容認している者」「自ら積極的に当該情報を開示している者」などについてプライバシー権侵害を否定していること、
 - ④差止めの範囲について、原判決がプライバシー権侵害を認定した原告が現在の住所・本籍を置く都府県に限定したこと
- は、いずれも明確な誤りである。

原判決がかかる明確な誤りに陥った原因は、

「原判決が、部落差別の実情について皮相で浅く、誤った知識で判断したこと」と、

「原判決が、プライバシー権の理解について当該権利が主張された始めた当初の非常に狭い権利内容のまま判断したこと」

の2点に存在するものと言える。

以下、詳述する。

3 原判決が部落差別の実情を理解しようとし、浅薄皮相な理解に基づいて判断し

たこと

(1) 原判決が、部落差別のうち地名情報による差別にのみ着目して判断したこと

原判決は、部落差別が発生する原因として「被差別部落の所在地を把握した加害者が、差別を受ける者の現在の住所や現在の本籍情報と被差別部落の所在地情報を対照して、差別を受ける者の住所・本籍が被差別部落内にあると判断し、差別する」という方法を念頭に置いて、原判決の判示を構成している。

このことは、原判決が部落差別が発生する原因に関する判断として、「明治初期は戸籍の記載自体に基づいて行われたものであったものの、この差別の問題を解決しようとした行政及び立法の対応により戸籍の調査が困難になると、本籍や住所が本件地域内にあるか否かの調査に基づいて行われるようになり」として、「戸籍の調査が困難になっている」という判断（経験則）を示すとともに、「部落差別につながる情報」は現状、「本籍や住所が本件地域内にあるか否かの調査」により取得されているとの判断を示している点に端的に表れている（原判決26頁）。

しかしながら、部落差別を行う加害者が、どのような情報を得て部落差別が発生させるかを考察した場合、差別を受ける者の現在の住所情報や現在の本籍情報を被差別部落の所在地と照らし合わせて「あいつは部落出身者だ」と判断し差別するという発生原因も当然存在するのであるが、それだけに限られない。

大阪市立大学の教授である阿久澤麻理子氏について、一審原告らは原審において尋問を請求したが、原審裁判所はこれを拒否している。この阿久澤教授が作成した「意見書」（甲127号証）には、部落差別をする加害者がどのような情報を得て差別に及ぶのかについて実に適切・的確な説明がなされている。

「部落差別は封建時代の身分制度に由来する差別であり、封建時代においては人（身分）＝職能＝土地（居住地）は一致していた。それゆえ、被差

別身分にあった人びとに対する忌避意識は、その職能と、コミュニティに対しても向けられた。だが、近代化・都市化によって人の移動が進み、部落差別出身者かどうかを「系譜的」に（被差別身分であった先祖との血縁関係によって）判定できなくなると、相手が部落出身者かどうかを「属地的」に（居住地・本籍地・出生地等が部落の所在地と重なるかによって）識別しようとする心理が強まることとなった」（下線部は一審原告代理人が注記した。甲 1 2 7 号証の 4 頁）

「実際、近年いくつかの自治体が行なった人権意識調査では、結婚で部落出身者＝「人」を忌避するより、部落や部落の近隣での居住を避けるなど、「土地」を忌避する意識の方が数値の上ではより強くあらわれる」（下線部は一審原告代理人が注記した。甲 1 2 7 号証の 4 頁）

このように、阿久澤意見書においては部落差別の加害者が何に着目して差別に及ぶかという点について、部落差別が封建時代の身分制度に由来し封建時代においては「身分」と「職能」及び「居住地」が基本的に一致していた旨分析し、したがって部落差別についても「身分」の観点から系譜的な情報に着目して差別する側面、「職能」の観点から対象者の職業に着目して差別する側面、「居住地」の観点から対象者の居住地に着目して差別する側面を有していたことを示している。

その上で、封建時代における部落差別は上記の 3 側面が合体していたが、近代化・都市化に伴い、3 側面のうち「土地」に着目した差別が強まることとなつたと示している。

しかしながら、現代においても、部落差別を行う者全てが、差別を受ける者の居住地（土地）の情報に着目して差別を行っている訳ではない。そのことは部落差別の実情に少しでも触れたことがある者にとっては自明の理である。阿久澤意

見書も「土地」の側面に着目した差別について「(そのような) 心理が強まることとなった」「(そのような意識が) 数値の上ではより強くあらわれる」と記載し、他の２つの側面（系譜的な側面に着目した部落差別、職能的な側面に着目した部落差別）がなくなった訳ではないことを当然の前提として分析している。部落差別の実情を踏まえた適切な記載であり、原審裁判所がかかる分析を正しく理解しさえすれば、「地名情報の側面に着目した部落差別」のみを部落差別の発生原因として判示するという誤りを犯さずに済んだはずである。

しかしながら、原審の判断からは、部落差別における「系譜的な差別、職能的な差別」の観点がすっぱりと抜け落ち、現在の部落差別はすべて「土地」に着目して発生しているかのような前提で以後の判断がなされている。原審の判示は「部落差別の実情」という本件の基本的な前提事実、すべての判断の前提となる中核的な前提事実における判断を完全に誤ったものであり、事実認定の第一歩から大きく躓いた判断に陥っているのである。

(２) 部落差別の実情として、戸籍情報を基にした差別（系譜的側面にも着目した差別）が現在も絶え間なく続いていること

では、原判決が認定するとおり、現在における部落差別は土地情報に着目した差別ばかりになったのか。否、事実は全く異なる。

原判決は「わが国における同和問題への取組等」に関する記載として、２００８年（平成２０年）戸籍法改正に触れている。また、かかる法改正に至った経緯として２００４年（平成１６年）から２００６年（平成１８年）にかけて発生した行政書士や司法書士による戸籍謄本等の不正請求事件（身元調査事件）を明記している（原判決１７頁）。

戸籍には、取得された本人の本籍地が記載されているだけではなく、従前の本籍に関する具体的地名（従前本籍地）が記載されている。住民票も、取得された本人の現在の住所地が記載されているだけではなく、転入前の従前の住所地が記載されている。

また、戸籍は、取得された本人の単独戸籍（取得された本人のみ同一戸籍に記録されているパターン）も存在するが、むしろ、親族も含めた複数人が同一の戸籍に記録されているパターンが圧倒的に多い。その場合、取得された本人の戸籍情報のみならず、親族の戸籍情報（親族の従前戸籍、親族の出生地などの情報）も同時に取得されることになる。

身元調査の手法において戸籍調査が横行するのは、このような戸籍の記載事項の特徴（本籍という形で土地に関する情報を記載するとともに親族関係という形で系譜的な情報を記載し、しかも両者を関連づけて記載している）を悪用しているからである。悪用者は、対象者の戸籍を入手するとともに必要があれば改製前戸籍等を遡って取得することにより、対象者本人やその親族の過去の本籍地・出生地などの情報を入手し、部落差別に利用しているのである。

戸籍情報を取得する方法による身元調査は、現在も続いている。

一審原告は、戸籍や住民票請求における「本人通知制度」について、その準備書面 2（第 1 の 1（1）など）や準備書面 4（第 5 の 2）等で指摘している。本人通知制度が多数の自治体で設けられているのは、それだけ「身元調査」が横行しており、これを本人通知制度により防止する社会的必要性があるからである（本人通知制度を設けるべき立法事実があるからである）。

しかし、原判決は本人通知制度について触れていない。原判決は戸籍制度を悪用した身元調査について「ほぼあり得ない例外的事象」と考えていた節があるが、仮にそのような理解をしていたとしたならば、その理解は明らかに誤ってい

る。本人通知制度をはじめとする各種法制度による抑止を図らなければならないほど現実に身元調査は横行しているである。

2021年8月、栃木県の行政書士が探偵業者からの依頼を受け、職務上請求用紙を不正使用して調査対象者の戸籍謄本や住民票の写しを取得したとして住民基本台帳法、戸籍法、行政書士法の各法律に違反したとして逮捕された（甲468号証）。

この事件は、原審の判決直前に発生した事件であるため、一審原告の原審における主張及び証拠には現れていない。一審原告らは、この事件について現在詳細を調査中であり、調査の結果については後日準備書面とともに提出する予定であるが、少なくとも「戸籍情報に着目した部落差別」は現在進行形でなお強固に行われていることが強く推測されるのであり、このような手法による身元調査が現実には横行している点を直視すべきである。

（３）「土地」に着目した部落差別のケースにおいても、「現在の住所地」「現在の本籍地」以外の「土地」、すなわち親族の住所・本籍や過去の住所、出生地などの土地情報により差別されるケースが多々生じていること

ところで、「土地」に着目して部落差別が行われたケースを想定した場合、当該部落差別に利用される「地名情報」は、差別を受けた被害者の「現在の住所地・本籍地」であることももちろんあるだろうが、必ずしもそれに限定される訳ではない。

「過去の住所地」が被差別部落にあるからという理由で差別に及ぶ加害者もいるだろう。「過去の本籍地」や「出生地」が被差別部落にあるからという理由で差別に及ぶ加害者もいるだろう。被害者と同一の戸籍に記載してある「親族の本籍」が被差別部落にあるからという理由で差別に及ぶ加害者もいるだろう。むし

ろ、「現在の住所・本籍」のみに留まらず、過去の住所・本籍や親族の住所・本籍まで含めて被差別部落と関わりがあるかどうかを探られ、仮に本人の「現在の住所地・本籍地」が被差別部落と関わりのない場所に置かれていたとしても、本人の「過去の住所・本籍」や「親族の住所・本籍」が被差別部落に関わりのある場所であれば、本人が過酷な部落差別の被害にあうというのが部落差別の実情である。

このことは、一般市民に対する意識調査の結果からも明瞭に裏付けられる。

阿久澤教授の論考（甲466号証）は、大阪府が2010年に実施した「人権問題に関する府民意識調査」に関し下記のとおり記載する。

「人権問題に関する府民意識調査」では、「世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思うか」を複数回答方式できいているが、父母や祖父母の住所、本籍地、出生地が同和地区にあれば、その人が同和地区出身者だと判断すると答えた者が、それぞれ2割以上ある。差別「する側」も、属地的判定と系譜的判定を組み合わせで出身者を判定しているのだ。

つまり、同調査の調査結果は、原審の判断枠組みでは「プライバシー権侵害なし」とされた「親族の住所・本籍地が被差別部落にある」者についても、回答者の2割以上が「世間では同和地区出身者と判断している」としているのである。

それだけではない。同調査によれば、「本人が過去に同和地区に住んでいたことがある」、すなわち、原審の判断枠組みでは「プライバシー権侵害なし」とされた「過去の住所地が被差別部落である」者についても、回答者の19.2%が

「世間では同和地区出身者と判断している」としている。同様に、原審の判断枠組みでは「プライバシー権侵害なし」とされた「出生地が被差別部落である」者についても、回答者の30.2%が「世間では同和地区出身者と判断している」としている。

原判決は部落差別の現実、部落差別の実態から目を背け、部落差別の原因のごく一部である「現在の住所地・本籍」が被差別部落にあると認定した原告についてしかプライバシー権侵害を認めなかった。原判決がこのように部落差別の実態についてその一部分しか捉えることができておらず、皮相な理解にとどまっていることは意識調査の結果からも明らかである。

（４）原判決が「現在の住所・本籍」以外の土地情報に基づく差別が横行していることについて証拠上明らかであることを認識していたこと

ところで、原審の上記「部落差別の実情を知らない皮相な理解」は、単に原審が部落差別に関して知識不足であることを示すにとどまらない。

原審は、単に「知らなかった」のではなく、上記で指摘した意識調査の内容を知っていながら、あえて、ことさらに「現在の住所・本籍」にかかる土地情報をきっかけに部落差別が生じるケースのみを取り上げてプライバシー権侵害を認定し、「過去の住所・本籍」「親族の住所・本籍」「出生地」等に関する土地情報がきっかけで部落差別の被害に合うケースを無視して判示しているのである。意図的な「過去の住所・本籍」や「親族の住所・本籍」「出生地」等の除外である。

原判決は「前期１（２）イの意識調査の結果等に照らしても」として、大阪府が２００５年（平成１７年）に大阪府民を対象として実施した意識調査を明示した上で「現在の住所・本籍」にかかる土地情報のみをプライバシー権の内容として認定している。

大阪府による意識調査は５年ごとに実施されているが、経年比較をするために基本的に設問は各回の調査で原則的に同一となっている。原判決が引用する２００５年（平成１７年）調査（甲３６２号証の７７頁）も、甲４６６号証として提出した阿久澤論文において引用されている２０１０年調査においても、いずれも

「世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか」という設問がなされており、その回答の傾向も同一である。

各回の意識調査における回答をまとめると、下記のとおりである（２０００年の調査結果、２００５年の調査結果については甲３６２号証、２０１０年の調査結果については甲４６６号証）。

	本人が 同和地 区に住 んでい る	本人が 過去に 同和地 区に住 んでい たこと がある	本人の 本籍地 が同和 地区で ある	本人の 出生地 が同和 地区で ある	父母あ るいは 祖父母 が同和 地区に 住んで いる	父母あ るいは 祖父母 の本籍 地が同 和地区 にある	父母あ るいは 祖父母 の出生 地が同 和地区 である	職 業 に よ っ て 判 断 し て いる	そ の 他	わ か ら な い	回答な し・不 明
2000 年調査	56.5%	25.0%	47.9%	44.3%	39.2%	37.3%	34.2%	22.1%	2.7%	10.4%	6.0%
2005 年調査	50.3%	23.6%	38.3%	36.6%	29.1%	27.5%	26.0%	18.9%	1.2%	22.7%	1.7%
2010 年調査	41.4%	19.2%	31.8%	30.2%	25.1%	22.5%	22.1%	13.5%	2.1%	20.7%	12.2%

府民意識調査の結果（２０００年、２００５年）について甲３６２号証の奥田教授は、

「（２００５年の意識調査の結果は）「２０００年部落問題調査」の結果と比べてみても、数値こそ違え、まったく同じ順序での回答結果であること

がわかる。いずれも、「現在地」「本籍地」「出生地」が部落とかかわりをもっているかどうかという属地関係の有無が、部落出身者であるかどうかの識別基準として機能しているという現実を示している」

「ただしいずれの調査結果においても、その基準のラインは実に曖昧であるといわざるをえない。「本人」か「父母」か「祖父母」か、属地関係を確かめる対象者は一律ではない。また属地の「地」においても、それが「現住所」を指すのか「本籍地」なのか「出生地」なのか、はたまた「住所歴」なのかも人によってさまざまであることが浮かびあがっている」

と明快に指摘しているのである。

そして、当該分析結果は、2010年の府民意識調査に対してもまったく同様にあてはまる。つまり、「現在の住所・本籍」のみならず、「過去の住所」や「親族の住所・本籍」、「出生地」「親族の出生地」などに関する土地情報によっても部落差別が生じている現実、社会的に固定された強固なものであることがわかるのである。

原判決はもちろん、甲362号証の当該部分を熟読したはずである（原判決は、判決文20頁において大阪府民意識調査の結果を記載しているが、そこには単に「本人が現在、同和地区に住んでいる」「本人の本籍地が同和地区にある」との選択肢に関する調査結果だけではなく、「本人の出生地が同和地区である」「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある」との選択肢に関する調査結果も明示的に引用されている）。

しかしながら、原判決は、自らの結論である「現在の住所・本籍にかかる土地情報をきっかけに部落差別が生じたケースのみプライバシー権侵害を認める」との判断に都合の良い部分のみをプライバシー権に関する判断部分に抜き出し、そ

の他の部分（過去の住所、出生地、親族の住所本籍等の地名情報により部落差別が生じているという現実）を一切無視し、ネグレクトしている。

このような恣意的な証拠の引用、証拠の評価により「現在の住所・本籍にかかる土地情報をきっかけに部落差別が生じたケースのみプライバシー権侵害を認める」という原判決の判断が導かれているのである。原判決は部落差別の現実を意図的に歪曲し、矮小化した上でプライバシー権侵害の有無について判断した結果、プライバシー権侵害の範囲についても部落差別の実情からかけ離れた「矮小化」された権利侵害しか認めていない。原判決の判断の罪は重いと言わねばならない。

（５）社会生活を営む上で現在の本籍と現在の住所の情報しか開示しない旨を想定する原審の判断があまりに現実離れしていること

以上のとおり、原審が部落差別が行われる際の形態として「被差別部落の所在地を把握した加害者が、差別を受ける者の現在の住所や現在の本籍情報と被差別部落の所在地情報を対照して、差別を受ける者の住所・本籍が被差別部落内にあると判断し、差別する」という方法のみを念頭に置いて判示している点は、①戸籍情報を悪用した身元調査が現在なお横行しているという現実を無視し、②部落差別を行うものが着目する土地情報は「対象者の現在の住所・本籍地」に限られず、「対象者の過去の住所地」「対象者の出生地」「対象者の親族の住所地」「対象者の親族の本籍地」など多種多様であることを無視している点で誤っていることは明らかであるが、原判決の論理を前提としてもその内容には大きな誤謬が存在する。

それは、原判決が、社会生活を営む上で現在の本籍と現在の住所の情報しか開示しない旨を想定している点である。

原判決は、「個人が社会生活を営む上で住所を開示することは不可避であり、また、結婚や就職等の場面において本籍を開示しないことも困難である」と判示する（原判決27頁）一方で、「過去本籍や過去住所、親族の本籍地等は一般に社会生活を営む上で開示しないことが困難な情報とはいえない以上…そのプライバシーを違法に侵害するということとはできない」と判示して（原判決29頁）、
「現在の本籍・住所地」以外の地名情報に関するプライバシー権侵害を否定する。

しかし、部落差別には「被差別部落出身者に対する侮蔑的文言を公共の場所に落書きする」といった、加害者と被害者との間の人的関係が皆無か希薄なケースも存在するが、「結婚差別」や「就職差別」のように加害者と被害者との間で一定の人的関係が存在するケースも存在している。一審原告の陳述書には、自身が受けてきた身を切るような過酷な部落差別の体験が様々な形で記載されているが、その差別体験は圧倒的に後者、すなわち一定の人的関係が存在する中での部落差別である。

このような一定の人的関係が存在するケースにおいて、部落差別の加害者が被害者の「現在の住所・本籍」しか知らないと考えることは、およそ現実離れしている。

結婚差別を念頭に置いて考えると良い。交際し、結婚を意識する間柄になった男女において、交際相手の父母が住んでいる交際相手の実家（＝過去の住所地もしくは本籍地、親族の住所地もしくは本籍地）がどこにあるかを知らないというケースはあり得るだろうか？

あるいは、学校教育現場での部落差別を念頭に置いてみると良い。被差別部落出身者であることを隠そうとして転居をしたとしても、学校のクラスメートには転居前にどこの地域に住んでいたか（＝過去の住所地もしくは本籍地）は分かっ

ているのであり、クラスメートが当該地域が被差別部落であると知ったならば、転居をしていようが部落差別の被害にあうのである。

原判決は個人の「現在の住所・本籍」にかかる地名情報と、「過去の住所・本籍」や「親族の住所・本籍」や「出生地」にかかる地名情報を峻別し、両者にはプライバシー権侵害の有無を分ける程度の著しい相違があるかのように判断しているが、一般社会の生活の中でそのような峻別はなされていない。

無関係の間柄の相手であれば「過去の住所・本籍」はおろか「現在の住所・本籍」すら知らせていないのが通常の社会生活である。逆に一定の人的関係が形成されている間柄であれば「現在の住所・本籍」に加えて「過去の住所・本籍」

「出生地」「親族の住所・本籍」に関する地名情報を知らせている（あるいは知られている）ことも多いのが、一般社会にける生活というものである。

原判決は「結婚や就職等の場面において本籍を開示しないことも困難」と判示する根拠として甲 3 2 3 号証を明記しているが（原判決 2 7 頁）、甲 3 2 3 号証の記載を見ると

さて、結婚相談所に必須のアイテムと言え、何を思い浮かべますか？

そう！『釣書』です！

などの記載に続けて <<書く内容>>と続き、そこには

【本籍】戸籍謄本に記載されている本籍を書きます。

【現住所】現住所は、戸籍謄本や住民票と違っている場合が、あります。

などと記載するとともに、

【家族構成（親族書）】親や兄弟の、続柄、氏名、生年月日、職業。兄弟などの現在の在住地を正確に。

とも記載されている。

原判決は甲 3 2 3 号証を根拠として「結婚に際して本籍を開示しないことは困難である」旨判断している。そうであるならば、同様に甲 3 2 3 号証を根拠に「親族の現住所を開示しないことも困難である」旨判断しなければ論理的におかしいことになる。

しかしながら、原判決は理由も示さず「親族の住所・本籍」については社会生活を営む上で開示する情報ではないと決めつけている。証拠関係を吟味して結論を判断することをせず、自らの結論が先にありその結論に合わない証拠関係は無視するという態度が生んだ矛盾である。

現実には、原判決が峻別するような区別はなく、「過去の住所・本籍」「親族の住所・本籍」の開示が求められる場面は多々存在しているのであって（だからこそ、大阪府の実施した府民意識調査の結果のように「過去の住所」や「出生地」、「親族の住所・本籍」に着目して被差別部落出身者であるかどうかを判断する者が多数生じていると言える）、原判決の判断はあまりに現実離れしている。

（６）原審の手続上も部落差別の実情を理解しない裁判官のありようが顕著であること

原審裁判官らが部落差別の実情について無理解であるばかりか、意図的に部落差別の実情について矮小化して理解していた点は、下記の前審手続き中の態度にも明らかである。

①原審裁判所は、阿久澤教授をはじめとする、いわゆる学者証人の尋問請求に対して誠意ある態度を示さず、原審においては学者証人の尋問は１人も実施されなかった。

②原審裁判所の中村心裁判長（当時）は、一審原告番号■■■■の一審原告■■■に対する本人尋問中、部落差別の被害を訴えている一審原告■■■の陳述を遮り、

「ここはあなたの青年の主張をやるところではなくて」などと茶々を入れた（■■■■尋問調書 6 頁）。中村心裁判長は、ただちに一審原告代理人から抗議され「口が滑った」などと釈明したが、そのやりとりを尋問調書に残さなかった。原審裁判所は 2021 年 3 月 17 日付「上申書」にて一審原告から尋問調書の訂正を求められてもこれに応じず、問題のやり取りを訴訟記録から「抹消」し続けた。

③原審の中村心裁判長は、一審原告■■■■に対する補充尋問の中で、一審原告■■■■に対し身元調査を心配する一般市民からの相談が相次いでいる点に関し「仮にその本籍も住所ももうそこではない地域になっている場合には（＝現在の住所・本籍を被差別部落でない地域に移している場合には）、被告らの出版というか出している地名総覧とかでも調べようがないのではないかと思います」「本籍は、変えてしまった場合には、その変える前の除籍の方を、親の除籍の謄本、そちらのほうを見ないとおそらくわからないと思うのだけれども」などと発言し（■■■■尋問調書 20 頁～21 頁）、戸籍の記載情報を悪用する身元調査についての無理解をさらけ出した。

これらの諸点のうち③は、裁判所の部落差別（身元調査）に関する無理解を端的に示すものであるが、このような無理解に至った背景として①と②の点が無視する訳にはいかない。①において学者証人の尋問を適切に実施していれば、部落差別の原因となる地名情報について単に対象者の現住所・現本籍に限定される訳ではなく過去の住所や出生地、親族の住所・本籍・出生地など広範にわたることが尋問の過程で明瞭に浮かび上がり、原判決のような「証拠資料のつまみ食い」を防止する効果が生じていたものと考えられる。また、②については「口が滑った」という中村心裁判長（当時）の発言は「不適切な訴訟指揮をした」ことを認めているものであるが、それにもかかわらず自らの発言を撤回せず、訴訟代理人

からの抗議とその後のやりとり自体を訴訟記録から「抹消」とするという不誠実な態度に終始した。

そして、③の補充尋問において中村心裁判長（当時）は、明らかに誤った事実認識を前提に質問を行なっている。

日本を揺るがす部落差別事件であった「地名総鑑事件」を「地名総覧」と言い間違えたのはまだ「不勉強」の域にとどまるといえようが、「本籍は、変えてしまった場合には、その変える前の除籍の方を、親の除籍の謄本、そちらのほうを見ないとおそらくわからないと思うのだけれども」との発言は、戸籍制度に関する基本的な事実認識を誤ったものであり、極めて問題である。

戸籍簿には、現在の本籍地のみが記載されている訳ではない。

従前本籍地として「過去の本籍地」が記載されているし、身分事項欄には「出生地」も記載されている。従前の本籍を調べる際に、中村心裁判長が言うように「変える前の除籍を、親の除籍の謄本、そちらのほうを見ないと…わからない」などということは全くあり得ない。

事実実験公正証書（甲 3 4 4 号証）は、公証文言として「囑託人らが提示した同原告の戸籍謄本に同原告の従前本籍として記載のある地名が…「部落名」及び「現在地」欄に記載されていることが確認された」との記載をしている。つまり、戸籍謄本を見れば従前本籍の記載があることは、同号証の記載からも明らかである。

否、それ以上に、「戸籍を取得すれば従前本籍がどこかも判明する」ということは法律実務家にとっての常識ではないだろうか。そうでなければ、相続事件の処理において戸籍を遡って相続人の範囲を確定することができないではないか。

一審原告■は、中村心裁判長から上記の戸籍の実務に明らかに反する前提で質問されたことから戸惑いつつも、次のように回答している（一審原告■尋問調書21頁）。

「戸籍謄本等の記載の内容については、私などよりもここにいる方々のほうが詳しいかと思いますが、今そこに住んでいないことは証明できても、そこで住んでいなかった、又はそこに関わっていなかったということにはならないと思うんです。本籍を見れば、また謄本を見ればそこが分かると思うんです」

このように一審原告■は、「本籍を見れば」「謄本を見れば」、「そこ」すなわち被差別部落とされる地名と「関わって」いたことがわかることを苦心して伝えている。それにもかかわらず、中村心裁判長は重ねて「本籍を変えてしまった場合には除籍謄本を取らないと従前本籍はわからない」旨の前提で尋問を繰り返しているのである。

原審の中村心裁判長が戸籍の記載事項を誤って理解しており、ために戸籍を遡った身元調査についても想像が及んでいないことが明瞭にわかる経過である。

原審の誤った理解により、例えば地方出身者が多い東京の一審原告（従前本籍は地方の被差別部落にあるが現在の住所本籍は東京に移動していることが多い）は、大部分が「復刻版 全国部落調査」との関係における権利救済を否定される結果となった。

「住所や本籍を変えれば、『復刻版全国部落調査』を利用した部落差別の被害にあうことはない」という原判決の論理は完全に誤っている。原判決の論理によれば、『破戒』（島崎藤村著）の主人公丑松（父親の戒めに従い、被差別部落出身であることを隠して転居し小学校教員となった主人公）は、部落差別の被害にあわない（少なくともプライバシー権侵害は認められない）ということになるが、

果たしてこのような原判決の論理は部落差別の実情を適切に捉えたものと言えるか。全く言えないことは明らかであり、かかる部落差別の実情に関する原判決の論理（プライバシー権侵害は一審原告の「現在の住所・本籍」に関する地名情報の場合に限定される）の誤りは明白である。

（７）プライバシー権による保護は現在の住所・本籍地に限定されるはずがないこと

原判決は、「復刻版 全国部落調査」の出版やweb サイトでの情報のばらまきに対する差止めの範囲につき、原審がプライバシー権侵害を認定した一審原告が現在の住所・本籍を置いている都道府県の範囲でのみ認めている（結果として25都府県）。

しかしながら、「現在の住所・本籍」にかかる地名情報との関係でのみプライバシー権侵害を認める原判決の誤りは上述したとおりであり、「過去の住所・本籍」や「出生地」、「親族の住所・本籍」にかかる地名情報との関係でもプライバシー権侵害が認められることは明らかである。

そうだとしたならば、引越する場合に必ず同一都道府県内でのみ転居することはあり得ない以上、差止めの範囲についても現在の住所・本籍を置いている都道府県のみにとどまらず、全国の都府県に差止めの範囲が及ぶべきである。

また、ある者の親族は必ず同一の都府県内に住所・本籍を置いているということもあり得ない以上、同様に差止めの範囲についても当該の者の住所・本籍がある都府県にとどまらず、全国の都府県に差止めの範囲が及ぶべきである。

このように理解して初めて、部落差別によるプライバシー権侵害について、回復不可能な損害が発生することを防止できる。原判決の誤りは控訴審で早急に是正されなければならない。

4 原判決がプライバシー権について、「覗き見されない権利」「そっとしてもらう権利」といった古典的な理解に留まり、情報コントロール権などの権利内容の発展について全く理解していなかったこと

(1) 原判決の判断

原判決は、一審被告宮部の行為が一審原告に対するプライバシー権侵害を成立させることを認めつつ、「住所または本籍が本件地域内にあること」について

「広く知られている又は不特定多数の人に知られることを容認している」者については「復刻版全国部落調査」との関係でプライバシー権侵害を否定し（原判決29頁）、同様に、「部落解放同盟関係人物一覧」の記載事項のうち一審原告のプライバシー権を侵害することを認める記載事項であっても当該事項について「広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している」者について、「部落解放同盟関係人物一覧」との関係でプライバシー権侵害を否定する（原判決36頁～41頁）。

しかしながら、原判決のかかる判断はプライバシー権について古典的な「覗き見されない権利」としてとらえ、情報コントロール権などの近年のプライバシー権の権利内容に関する充実した議論と解釈を取り入れずに理解している点で誤りがある。

以下、詳述する。

(2) 原判決のプライバシー権に対する判示が「覗き見されない権利」と同様の理解に基づいてなされていること

原判決は、プライバシー権侵害を認める理由として「ある個人の住所または本籍が本件地域内（＝被差別部落）にあることが他者に知られると、当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹謗中傷を

受けたりすることが容易に推認される」から「ある個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」はみだりに他人に知られたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報に当たる」と判示するが（原判決２６頁）、かかる原判決のプライバシー権の理解は、被差別部落出身者であることについて隠しておくべき情報であるにとらえていることを示している。

（３）プライバシー権は情報コントロール権を含めて権利内容として理解されていること

プライバシー権については、その権利内容を初めて認めた裁判例とされる「宴のあと」事件に関する東京地裁判決（１９６４年９月２８日）が保護される内容について「私事をみだりに公開されないという保障」と表現し、その根拠として「他人の住居を正当な理由がないのにひそかにのぞき見る行為」を処罰する軽犯罪法の条文をあげ、民法２３５条１項について「他人の私生活をみだりにのぞき見ることを禁ずる趣旨にある」と判示していることの影響もあって、当初は「覗き見されない権利」として理解されていた事実はある。

しかしながら、その後の高度な情報化社会の進展に伴って、個人情報を大量に蓄積する組織が本人の同意なく、あるいは同意の範囲を超えて個人に関する情報を収集し、分析加工し、転用流通するようになったことから、プライバシー権についても「自己情報のコントロール権」としての側面が意識され、権利内容の一部を構成すると理解されるようになってきたのであり、かかる理解は前科照会事件に関する最高裁判決（１９８１年４月１４日）や江沢民後援会名簿提出事件に関する最高裁判決（２００３年９月１２日）などの最高裁判決をはじめとして、各種の裁判所でも是認されていることは、原審における一審原告の準備書面１５において指摘したとおりである。

一審原告らをはじめとする被差別部落出身者は、誰に対してでも「自分は被差別部落出身者である」と明かして社会生活を送っている訳ではない。だからと言って、部落出身であることを恥じて誰にも知らせず隠し続けて生活している訳でもない。部落差別をしない相手であると確信した相手に対して、部落差別をなくすために必要な範囲で自己の情報を明かしているのである。そのことは一審原告の尋問の中でも何度も言及されている。

本件訴訟に先立つ、一審被告宮部に対する不動産仮差押手続に関する異議審決定（横浜地裁相模原支部平成29年7月11日決定）は、次のように言う。

「なお債務者（＝一審被告宮部）は、債権者（＝一審原告）が部落解放同盟の役職に就いていることは、10年以上前から部落解放同盟 中央本部のウェブサイト等のインターネット上に公開されている公知の事実であり、債権者の住所や電話番号は電話帳にも記載され公開されてきたから、いずれもプライバシー情報に当たらないと主張する」が、

「債権者の住所、電話番号や役職といった情報を、いかなるウェブサイト等に掲載するか否かを選択すること自体が債権者のプライバシー権に含まれる」のであって、

「債権者が、部落解放同盟のウェブサイトや電話帳等に自己の個人情報を掲載することを認めていたからといって、そこに掲載された情報を、いかなる媒体にも転載することを許容していると解されるいわれは全くない」。

この判断こそ、プライバシー権に自己情報コントロール権を含めて解釈する正当な判断であろう。

また、京都地裁は、一審被告宮部が「住所でポン！」との名称でNTT「ハローページ」に掲載された電話番号や住所、氏名をインターネット上に掲載したこと

に対し、掲載された者が提訴した損害賠償請求訴訟における判決（京都地裁平成29年4月25日）で、下記のとおり判断している。

「インターネットに掲載された情報の複製（コピー）は極めて容易であるため、いったんインターネットで情報が公開されると、それを閲覧した者なら誰でもその情報の複製を作成してインターネット上に掲載することができ、短時間のうちに際限なく複製の掲載を行うことも可能であって、そのように多数の複製の掲載が行われた場合、これらを全て中止させることは事実上不可能である」

「インターネットへ掲載されると、検索サービスを利用することで、氏名から住所及び電話番号を、住所から氏名及び電話番号を容易に知られることとなる」

「このような開示の相手方及び開示の方法は、紙媒体を用い、配布先が基本的に掲載地域に限定されている電話帳（ハローページ）への氏名、住所及び電話番号の掲載とは、著しく異なるものである」

「従って、原告がハローページの掲載を承諾したことをもって、インターネットへの掲載を承諾したとはいえない」

かかる判断も、一審被告宮部が対象者の承諾なく住所氏名等の情報を「住所でポン」に利用した行為が対象者のプライバシー権を侵害したと判断するにあたり情報コントロール権を踏まえて判断をしており、妥当な判断手法である。

（４）原判決の論理では「暴けば暴くほど、プライバシー権侵害が問われなくなる」という逆転した論理となり、プライバシー権侵害を抑止することができないこと

原判決は、プライバシー権侵害を否定する基準として「自ら積極的にインターネット上で公開している」と並べて「広く知られている者」という基準を用いているが、「広く知られている」状態が誰によって引き起こされたかについては特に限定をしない。

この原判決の論理に従えば、いわゆるアウティング行為が行われ、本人が承諾を与えていない場所や媒体を利用して被差別部落出身者である旨の告知が繰り返された場合であっても、「広く知られた」との基準に該当し、プライバシー権侵害が認められなくなるという結論になる。暴けば暴くほど権利侵害が認められなくなるという、常識では考えられない結論である。

これでは、プライバシー権侵害を抑止することはおよそ不可能である。

アウティングによる「晒し」は、自ら場所や機会・文脈を選択した上で告白するカミングアウトとは厳然と区別されるべきである。原判決はかかるアウティングとカミングアウトとの区別をせずに、「広く知られた」一審原告をプライバシー権侵害の認定から排除するという誤りを犯しており、早急に是正されるべきである。

(5) 一審被告らが関与した「復刻版全国部落調査」及び「部落解放同盟関係人物一覧」の形式での開示を承諾した一審原告は1人たりとも存在しないこと

極めて重要なことであるが、原判決が「住所または本籍が本件地域内にあること」について「不特定多数の人に知られることを容認している」と認定した一審原告や、「部落解放同盟関係人物一覧」の記載事項について「自ら積極的にインターネット上で公開している」と認定した一審原告は、いずれも「復刻版全国部落調査」の形式による情報の開示や「部落解放同盟関係人物一覧」の形式による情報の開示について、一度たりとも同意や承諾を与えていない。

「復刻版全国部落調査」は被差別部落所在地のリストであり、「部落解放同盟関係人物一覧」は部落解放運動に関連したとされる人物のリストである。原判決はかかる「リスト」の特徴を一切考慮していない。

「復刻版全国部落調査」は被差別部落とされる場所（地名）のリストであるが、かかる「リスト」として各地の地名が集積させられ、一覧表となることによって、当該地名が何か一般の集落とは異なる特別な場所であるとのイメージを想起させる結果となる（かつて被差別部落が「特殊部落」とも呼称されていたことを想起されたい）。

「復刻版全国部落調査」は加えて「生活程度」として「下」であるとか「中」であるなどと記載され、「主業」として「皮革加工販売」「日稼」「農業」など、「副業」として「漁労」「皮ハギ」「竹細工」などの記載がなされており、被差別部落出身者の生活程度や職業について、被差別部落であることと何らかの関連性があるという前提でリストアップされている。また、生活程度の記載については圧倒的に「下」とされている。さらに、一審被告らが作成した活字バージョンでは原本の情報に加えて「備考」として「●●姓●件」（原本において●●には具体的な苗字や数字が記載されている）などと記載され（別紙目録2参照）、あたかも被差別部落出身者と特定の苗字との間に関連があり、苗字によって被差別部落出身者であることの特定が可能であるかのように読み手に想起させる記載となっている。

「部落解放同盟関係人物一覧」は、冒頭に「『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」などと侮蔑する記載を置いた上で、記載されている人物に関する記載として犯罪行為に関与していた旨の記載や不正行為に加担していたかの記載がなされており、読み手に対して「解放運動に関わる人物は違法・不適切な行為に加担している人物である」旨の印象を与える記載となっている。

いずれの「リスト」の記載も、被差別部落について一般とは異なる別種の集落であって同集落で生活している人々の生活程度や職業が一般と異なるかのような印象を与えたり、解放運動に関与する人物は違法不正な行為を繰り返しているかのような印象を与える記載となっている。しかしながら、一審原告らはこのように被差別部落を揶揄し、見下げる対象としてリストアップした「リスト」の形式で自らの出自を明らかにすることなど一切承諾していない。

被差別部落出身者であるという情報は、個人のプライバシーに深く関わる機微情報であるため、その取り扱いには特段の慎重さが求められる。そのことは、「全国部落調査」が作成された戦前の時代（プライバシー権の概念すら生まれていなかった時代）において、既に「余禄」として「本書の取り扱いに就いては弊害なきやう充分留意せられんことを望む」と記載されていること（別紙目録1 参照）からも明らかである。

被差別部落出身者であるとの情報を伝えるにあたり、一審原告らは伝える場所、相手、伝える意味や文脈を慎重に考慮しながら情報の開示を行なっていることは一審原告らに対する尋問結果からも明らかであって、原判決がかかる事情を一切無視して「広く知られた」原告に対してプライバシー権侵害を認めなかったことの誤りは明白である。

第2 名誉権について（争点2）

1 名誉権に関する原審の判断

原審は、名誉権に関し下記のとおり判断している。

- ①「復刻版全国部落調査」の公開により「現在の住所・本籍」が当該リストに記載されている地名と一致する一審原告について、「これによる社会的評価の

低下を認める余地がある」として名誉権侵害の可能性を認めつつ、プライバシー権における判断と全く同様に「『住所または本籍が本件地域内にあること』が既に広く知られている一審原告についてはプライバシー権侵害が成立しないと判断している（原判決29頁～30頁）。

②「部落解放同盟関係人物一覧」の公開により「解放同盟に所属していること」と解放同盟における「役職」に関する情報がインターネットでばら撒かれた一審原告について、「名誉権侵害が生じ得ることとなる」として名誉権侵害の可能性を認めつつ、プライバシー権における判断と全く同様に「解放同盟に所属していることが一般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している者」についてはプライバシー権侵害が成立しないと判断している（原判決41頁）。

要するに、原判決は名誉権侵害が成立する範囲について、原判決がプライバシー権侵害を認める範囲と全く同一になる旨の判断を示しており、そのために名誉権侵害の成立の有無について具体的な判断を示すことを行なっていないのである。

しかし、かかる原審の判断はプライバシー権と名誉権の権利内容の違いを無視し、理由も示さずに「プライバシー権侵害の範囲と名誉権侵害の範囲は同一である」として名誉権侵害に関する実質的な考察を放棄するものであり、誤りである。このような思考方法は極めて乱雑であり、法的判断を行うことを放棄したものであって問題である。

2 原判決がプライバシー権について「覗き見されない権利」「そっとしておいてもら

う権利」と考えたことが名誉権侵害の判断に悪影響を与えていること

原判決は、プライバシー権侵害と名誉権侵害の成立範囲を同一と考えることについて理由を明示していない。しかし、原判決がプライバシー権について古典的な権利内容のみをとらえて認定判断していること、すなわちプライバシー権について「覗き見されない権利」「そっとしておいてもらう権利」として捉えていることが名誉権侵害の判断に影響したことが強く窺われる。

上述したとおり、原審は「ある個人の住所又は本籍が本件地域内（＝被差別部落内）にあることが他者に知られると」結婚差別や就職差別、誹謗中傷を受けるおそれがあるから当該情報は「みだりに他人に知られたくない情報」としてプライバシー情報に該当すると判断する（原判決26頁）。

原判決は、被差別部落出身者であることについて「他人に知られたくない、隠すべき、恥ずべき情報」と捉えているのである。

そのため、当該情報が知られること、イコール「社会的評価が低下すること」であって名誉権侵害が成立するという発想になり、プライバシー権侵害の範囲と名誉権侵害の範囲が完全に一致するという結論になるのである。

3 プライバシー権の権利内容と名誉権の権利内容は異なり、従ってまた、プライバシー権侵害の範囲と名誉権侵害の範囲も異なること

しかしながら、プライバシー権の権利内容（成立範囲）と名誉権の権利内容（成立範囲）は当然異なる。違う権利なのだから、成立範囲も異なるのである。従って、プライバシー権侵害の範囲と名誉権侵害の範囲もまた、当然異なる。

例えば、名誉権侵害については1）公共性2）公益目的3）真実性ないし相当性を要件として免責されることがあるが、プライバシー権侵害においては摘示さ

れた事実が真実であったとしてもプライバシー権侵害は成立する。むしろ、真実を暴露された方が対象者のプライバシーに対する打撃は大きい。

また、例えば、原判決においては「部落解放同盟所属であること」が広く知られている一審原告に対してはプライバシー権侵害が成立しないことになるが、仮に「部落解放同盟に所属していること」が広く知られている一審原告が存在したとして、その者に対して「部落解放同盟に所属しているということは犯罪者集団に加担していることだ」と述べたとすれば名誉権侵害が成立することは明らかであって、両者の権利侵害の成立範囲が異なることは明らかである。

結局のところ、本件において名誉権侵害が成立するか否かは、一審被告らの行為（「復刻版全国部落調査」の出版等、「部落解放同盟関係人物一覧」データの公表等）によって一審原告の社会的評価が低下したかどうかについて、証拠関係などから具体的に検討しなければ判断できないのである。原審は、かかる基本的な事実認定と法的評価のプロセスをサボり、安易に名誉権侵害の成立範囲をプライバシー権侵害の範囲と同一と判断しており、その判断手法の誤りは明確である。

4 本件における名誉権侵害の成立は明らかであること

本件における「復刻版全国部落調査」は、上述したとおり、日本における集落の中に「被差別部落」という何か一般と異なる集落が存在し、当該集落で生活する者は一定の職業と関連があり、生活程度も一般と異なることを所与の前提としてリストアップした「地名リスト」である。また「部落解放同盟関係人物一覧」は、解放運動に関わる人士は侮蔑・嘲笑の対象としても良く、犯罪や不正行為に加担することが多い人物であるかの印象を与える「人名リスト」である。

仮に「部落解放同盟に所属している」ことが広く報道され、本人も部落差別解消のための講演会の講師として自らの出生した被差別部落での厳しい部落差別の

経験や生活の実情を参加者に伝えていた人物がいたとする。かかる人物は被差別部落出身であることについて「広く知られた」人物に該当するかもしれないが、だからといって「何か生活程度や職業が一般人と異なる集落のリスト」に具体的地名として記載された特定の集落に出自を有する人物であると社会で認識されている訳ではない。従って、「復刻版全国部落調査」の発行やインターネット上での当該情報のばらまきにより「何か生活程度や職業が一般人と異なる集落のリスト」にリストアップされた被差別部落の出身である旨、社会に認識されるに至れば名誉権侵害は成立する。

同様に「部落解放同盟に所属している」ことが広く知られていたとしても、それに伴う評価は「解放運動団体に所属している」という意味合いにとどまり、それだけでは社会的評価が上昇も下降もしない「無色透明」「中立的」な評価でしかない。それが「部落解放同盟関係人物一覧」という「人名リスト」形式で、揶揄・侮蔑してもOK、犯罪や違法行為を多々犯している集団であるかのごとき内容と体裁でデータをインターネット上でばら撒かれたとしたら、その者の社会的評価が低下することは明らかであり、名誉権侵害が成立する。

原審は、一審被告らの行った行為や一審原告が受けた社会的評価の低下に関する丁寧な判断を避け、乱暴にも名誉権侵害の範囲はプライバシー権侵害の範囲と同一であると判断して名誉権に関する実質的な判断を怠った。

かかる原審の判断の誤りは明白であり、控訴審では是正されなければならない。

（なお、一審原告に関する個別の判断は原判決別紙2において一審原告ごとに記載されているが、かかる個別の原告に対する原審判断の誤りについては別途準備書面にて詳述する予定である）

第3 差別されない権利の侵害について（争点2）

1 原審の判断

原判決は、一審原告らが原審において、一審原告らには「差別されない権利」が保障されているところ一審被告らの行為によってこの権利が侵害された、との主張について、「原告らの主張する権利の内実是不明確であって、プライバシー等他の権利が侵害されている場合を超えてどのような場合に原告ら主張の権利が主張されているのか、また、当該権利のみが侵害された場合に私法上どのような効果が生ずるのかについては、判然としないと言わざるを得ない」とのみ述べ（31頁）、「差別されない権利」の権利性を否定する。

この判示は、「差別されない権利」の保障の範囲及び効果の両面について判然とせず不明確であるとの判断を前提にして、プライバシー権・名誉権の侵害が認められるのであれば別途「差別されない権利」を認める必要はないとするものである。

2 一審原告らの主張の概要

（1）原判決に内在する矛盾

しかし、原審の判断は、その判示自体に矛盾をはらんでいる。

一審原告らが「地域一覧」と「部落解放同盟人物一覧」全体について差止めを求め、さらにはそれが公開されたことによる損害賠償を請求しているのに対し、原審は、一審原告らのプライバシー権及び名誉権侵害を根拠として、差止めの範囲を限定し、損害賠償についても原告個人の事情に基づいて類型化して損害額の認定を行った。すなわち、原判決が「もっとも、あくまで本件認容原告ら①のプライバシー等の人格権に基づく請求である以上、上記【代理人注・「本件地域一覧のうち本件認容原告ら①の住所又は本籍の属する都道府県の範囲」をさす】を超

えて差止めを認めることはできない」（35頁）と、地域一覧の差止めの範囲を、「現在の住所又は本籍が本件地域内にある」一審原告らのプライバシー権及び名誉権の保障の範囲に限定した。前述したように原審のプライバシー権及び名誉権の理解そのものにも誤謬が存在するが、「地域一覧」と「部落解放同盟人物一覧」によって、一審原告らの「差別されない権利」が侵害されていると考えれば、そのような記事自体が同権利を侵害するものとなるのであって、差止めの範囲は当然に全体に及び、損害論についても原告ごとの類型化は必ずしも必要でない。つまり、原判決自体が、「差別されない権利」を認めなかった場合の限界をはからずも露呈しているのである。

以下、一審原告らは、①「差別されない権利」の権利の射程範囲及び効果は明確であり、法的にも裏付けのある具体的権利であること（「3 『差別されない権利』の具体的権利性」）、②「差別されない権利」を認めなければ、一審原告らの法的に保護されるべき権利が保護されない場面が生じて不都合が生じること（「4 『差別されない権利』を正面から認める必要性」）、③「差別されない権利」を標榜するかどうかはさておき、「平穏生活権」の内容には、差別を受けないで生活することが含まれている以上、「地域一覧」「部落解放同盟人物一覧」は一審原告らのプライバシー権及び名誉権以外の人格権を侵害すること（「5 平穏に生きる権利としての『差別されない権利』」）を主張する。

（2）「地域一覧」及び「部落解放同盟人物一覧」の客観的な性質

一審原告らは、一審被告らの行為について、一審被告らの主観的意図はさておき（彼らが差別を助長する意図を有し、それが執拗かつ悪質であることは、原審準備書面24・46頁以降などで詳述したとおりである）、客観的にみて「地域一覧」及び「部落解放同盟人物一覧」という記事・コンテンツ自体が差別を拡散す

る役割を果たしていることを指摘してきた。

ア 「地域一覧」について

「地域一覧」は、全国の被差別部落を一覧的にまとめたものであり、『全国部落調査』として作成された当時から、その取扱いによっては大変な人権侵害を惹起されることが認識され、その末尾の余録には、「本書の取扱いに就ては弊害なきやう充分留意せられんことを望む」と注意書きが付されていた。『全国部落調査』が大日本帝国憲法下、現在とは人権保障に対する考え方も制度も異なる、1936年にまとめられたものであるという時代的背景や、同調査が「最近融和事業の積極的計画化にあたり、これが基礎資料として、昭和十年本協會が各府縣に照會して最近に於ける部落の調査報告を受け、これにより若干の集計表を作り、一纏めとして謄寫に附したもの」（凡例から）であり、「融和事業」推進のための内部的な資料として作成されたものであるという資料としての性質などを考慮すると、当時から上述のような認識がされ、そのことが資料自体に明記されていたことは注目すべきである。「地域一覧」は差別の対象とされてきた地域の一覧であり、また、「生活程度」なども記載されているものであったから、取扱いによっては弊害が生じることが認識されていたのである。

本件において、一審被告らは、「地域一覧」が一般に公開された場合、それは差別のために利用されるものであり、それ以外に用途はないことを十二分に認識し、むしろ差別のために用いることを推奨して、拡散を企図していた。

一審被告示現舎のブログでは、2016年2月15日、法務局が、「全国部落調査」の出版を予定していた一審被告宮部の聴取を行った。そのことを報告する記事に対して、ブログの閲覧者たちからは以下のような声が寄せられていた。

「法務局やアホ議員の不当な圧力に絶対に屈しないでください。／私はコピーして記録に残そうと思っています。同和地区がどこにあるのかの大きな手掛

かりになる日本一今大切な資料です。この資料こそ世界遺産として大切にされないといけません。／表現の自由を侵害するようなことに絶対に負けないでください。／万が一のことに備えて私もできるだけ早くコピーして記録として残して未来に伝えていきたいです。／鳥取ループさん絶対に負けないでください。貴方には私を始めた皆さんの良識ある市民が味方として付いています。一人ではありません」(同月23日)、

「わたしは同和地区一覧を見た時に心の底からうれしかったです。こんな感動を味わったことはないくらいこの地名総覧を一人でも多くの人に見てもらえるようになればいいと思います」(同日)、

「鳥取ループさん、私はこれまで生きてきた中でこの本が一番欲しいものです。／石川一雄のように部落民は人を平気で殺します。さらに私は無実だと平気で半世紀言い続けています。石川は同じ部落をも騙し続けています。／そういう恐ろしい奴が生活ついている【ママ】同和地区というのがどこにあるのかということを国民は知る権利があります。／同和地区の地名と位置を知ることによって国民は自分の命を守ることができます。／地名総覧は国民の命を守るバイブルです」(同月26日)、

「どうしても鳥取さんが地名総監【ママ】を出版できないなら私がインターネットからコピーして販売しようかと思っているくらいです／そのくらいにこの書籍は日本に取り【ママ】大切なものです」(3月5日)

「地域一覧」の有する客観的な性質、すなわち、「地域一覧」を閲覧・取得しようとする者のニーズはこれらのコメントをみれば自ずと明らかである。

ここで問題になっているのは「地名一覧」は、単なる「地名の集積」ではない。「全国部落調査」あるいは「部落地名総鑑の原典」として全国の被差別部落が網羅されているという触れ込みで作成された、被差別部落の所在、部落名及

び現在の住所を一覧できるようにしたリストなのであり、特定の地域が被差別部落としてリストアップされているかどうかを調べたり、特定の都府県のどこに被差別部落が存在しているのかを調べたりするために用いられる、客観的にみて「差別を行うための道具」でしかない。

イ 「部落解放同盟関係人物一覧」について

「部落解放同盟関係人物一覧」は、一審原告解放同盟の中央本部役員や同各都道府県連合会の役員のみならず、一審被告らにおいて一方的に一審解放同盟と関連があると勝手に判断した社団法人の関係者や地方議員などについてまでも、その住所や電話番号、職業や経歴、家族情報などの個人情報を一覧形式で記載したものである。

同一覧の冒頭には、『吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」と記載されている

水平社宣言とは、1922年（大正11年）3月3日の「全国水平社創立大会」で採択された。当事者自身による人権獲得を高らかに謳った宣言として、その先進的で奥深く格調高い内容から、部落解放運動の精神的支柱のような役割を果たしているものである。「部落解放同盟関係人物一覧」の冒頭の文書は、「吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする」という、上記宣言の中心に位置づけられる部分をあえて引用しながら、アウティングをされた「被害者」に対して「さあ、存分に誇ってください」と揶揄し、さらには「雑種賤民系」や「えせ部落民」という言葉を用いて中傷している。ある個人が原告解放同盟という被差別部落出身者を構成員の中心とする団体の関係者であることを示すとともにこのような体裁で差別をあおる記載は、明らかに差別を拡散し新たに差別を生み出す機能を有する。

さらに、同一覧の冒頭には、「活用する際には情報を鵜呑みにせず、各自追加検証を行ってください」とも記載されている。

これは、一方で「活用」を呼びかけながら、他方で「追加検証」を行うことも求めているものである。この一覧が「活用」される場面は、ある特定の人が被差別部落に関係があるのかを確認したり、ある特定の人に何らかの嫌がらせを行うために連絡先を確認したりすることであろう。また、閲覧者の情報提供によって記載が更新される「wiki」の性格を利用して、関心を持った閲覧者が特定人に対する「検証」を行うことによって、さらなる個人情報（内容が虚偽であるものを大量に含む）の集積が行われることが期待され、あおられている。

したがって、「部落解放同盟関係人物一覧」についても、客観的に差別を拡散・助長する記事であることは当然に認められる。

（３）一審被告らの差別的意図

さらに、「地域一覧」及び「部落解放同盟関係人物一覧」は、一審被告らの主観的意図とあいまって「差別的表現（ヘイトスピーチ）」としての性質を有している。

ア 部落差別に利用されうる情報を非公開とする社会的規範の存在

部落差別事象が今なお広範な範囲で数多く発生していることからすれば、「当該人物が被差別部落にルーツを有するのか」、「当該人物の住所や本籍などが被差別部落に関わりがあるのか」などを識別するために利用できる資料は一般的には公開しない扱いとすることが部落差別を防ぐために有効な手段となることは明らかである。そのため、部落解放運動は、１００年前の全国水平社の設立以来、戸籍簿における差別記載事項の是正・撤廃などの運動を通じて、そのような情報を公開しないことを求めて運動を展開してきた。

１８７１年（明治４年）にいわゆる「身分解放令」（太政官布告）が発せられ

た後、明治政府が編纂した戸籍（壬申戸籍）はその記載事項から被差別部落出身者に対する歴然たる差別内容を顕示する内容であったが、現在は法務省において厳重に保管されており、一般に対する非公開が徹底されている。また、粘り強い運動によって、戸籍についても公開の原則は転換され、1976年及び2007年戸籍法改正によって、戸籍取得の請求ができる者は相当程度限定されるようになった。

また、個人情報保護法の2015年改正では、保護されるべき対象の情報として「要配慮情報」の概念が加わり、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義され、本人の同意を得ない取得が原則として禁じられた。被差別部落出身であることはこの中の「社会的身分」に含まれている。

さらに、多くのインターネット関連事業者が加入している、一般社団電気通信事業者協会、一般社団テレコムサービス協会、一般社団日本インターネットプロバイダー協会、一般社団日本ケーブルテレビ連盟の通信関連4団体が作成した「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（甲43）内において、「他者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を禁止し、具体的な例として、いわゆるヘイトスピーチとならべて「特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」を掲げている（甲44）。

このように、部落差別に利用される情報が一般的に公開されてはならないという社会的規範は明確に存在している。

イ 一審被告らの行為に含まれる差別的意図

被差別部落に関連して特定地域をさらす行為は、そこに差別されている人々が住んでいることを明らかにして、不特定多数の人々に対して、「この地域は注意すべき・怖い地域であること」、つまり「一般人からみて異質な注意を要すべき人たちが住んでいる場所であること」ということを不特定多数の人びとに広く知らせるとともに、差別的な意図をもって、就職・結婚・土地購入・転入出などに際して、特定地域が被差別部落にあたるのかどうかを照合し調査する際に使う道具を提供するために行われている。「地域一覧」や「関係人物一覧」としてまとめられた情報に接したとき、それを目にした不特定多数の人びとが、当該地域に居住する人々への偏見を抱くようになり、また、同時に、被差別部落に対する差別意識をさらに増長させ、差別を拡散することを狙った、悪質な差別煽動である。

その意味において、一審被告らの行為はいわゆる「ヘイトスピーチ」と同じ構造を有する。つまり、地域のリストをさらすことはもちろんのこと、「部落解放同盟関係人物一覧」というタイトルをつけたリストで、被差別部落民＝同盟員との理解を利用しながら、一審原告解放同盟で役職につくことや関係すること自体がスティグマになるかのように扱い、被差別部落民を十把一絡げに評価すること、このような土地ないし人に対する「十把一絡げ」の評価は、被差別部落民を個人として尊重・評価しないという価値観を公にするものといえる。その意味で、一審被告らの各行為は、単なる名誉毀損・プライバシー侵害にとどまらない、「差別」となる。

「地域一覧」について、東京法務局が「識別情報の摘示による人権侵犯事件について（説示）」（甲４１）において、一審被告官部が「特定地域の住民等に対する不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発する目的で」、同人が管理す

る「同和地区 Wiki」上で『復刻 全国部落調査』の内容をインターネットで公開したことなどについて、「前記各行為の不当性を強く認識して反省し、直ちに前記各行為を中止した上、今後、同様の行為を行うことのないように説示する」と説示を行い、法務省として、「差別助長行為」としての一審被告らの行為の違法性を断罪していることも、「特定地域の住民等」に対する「差別されない権利」の侵害という観点から評価されなければならない。

3 「差別されない権利」の具体的権利性

(1) 憲法上の根拠

ア 憲法 14 条 1 項

(ア) 同条項の趣旨

憲法 14 条第 1 項は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定する。

個人は皆、好むと好まざるとにかかわらず社会や世間から様々な評価をされて生きている。それが事実に基づく評価であれば、正確に事実を認識させることによって相応の評価を導くことができる。しかし、ある特定の類型にあたることを理由にした嫌悪感や蔑視感をもたれ、そのことによって否定的な評価を与えられた場合、すなわち「差別」を受けた場合は、別である。

全て人は「個人として尊重」されなければならない。個人として尊重されるとは、それぞれの個人を、その人が属する人種類型や性別、社会的身分で評価するのではなく、独立した個人としてそれぞれに固有の個性を持つ存在として尊重するということである。差別は、対象を、固有の個性を持つ個人としてではなく、類型で評価するものであるから、個人の尊重という理念と真っ向か

ら反する。個人が一人ひとり異なる人格を有する存在として尊厳をもって生きすることはすべての個人に保障されるべきであり、当然ながら憲法上保護に値する利益である。そして、そのような利益を実現するためには、自分に対して、差別すなわち一定の類型に向けられた嫌悪感や蔑視観に基づく行為が行われていないと確信を持てるだけの環境が必要となる。

そこで、憲法は、国家は差別的な意図を持つ行為をしたり、差別を助長する効果のある行為をしたりしてはならないという「非差別原則」を定めるとともに、個人の「差別されない権利」を保障した。このことは、憲法14条1項の条文の文言解釈としても無理なく導かれるとあってよい。

この点、憲法解釈上の通説は、同条項を不合理な別異取り扱いを禁止したものであるとしてきた。しかし、本件のような差別的言動（本件のみならず、近年、広く問題になっているヘイトスピーチ等の問題）に対応していくためには、そのような解釈にとどまらず、差別意識に基づく不当な言動やそれを助長する行為を広く「差別」ととらえ、それらを排除しあるいは生じないように予防する権利は「差別されない権利」として保障され应考虑すべきである。

（イ）直接適用

そして、同条項は、国家機関のみならず、私人による経済的・社会的差別をも禁止する文言であると自然に解釈できる。私人による差別も、国家による差別と同様に個人の生活への脅威であることからすれば、憲法14条1項は、私人に対する関係でも奴隷的な拘束をされない権利を保障したとされる憲法18条などと同様に、私人に対する差別されない権利を保障したもので、いわゆる私人間での直接適用可能性のある条項とみることができる。

（ウ）間接適用

また、仮に直接に適用することが困難であるとしても、憲法14条1項につ

いてはいわゆる間接適用説が採用されており、私法の一般条項解釈にあたっては、同項の趣旨を勘案すべきだとされている。裁判所が、公序良俗規定（民法 90 条）や不法行為規定（民法 709 条）などの私法の一般条項を具体的な事件に適用する際に、差別されない権利保障の趣旨を十分実現できるように解釈すべきである。憲法 14 条 1 項は、国会や内閣のみならず、裁判所に対しても、経済的・社会的差別の解消のための努力を求める文言になっており、このような解釈は憲法規定に適合的なものといえる。

そもそも、「個人の尊厳」の確保は、私法解釈の根本的な基準である（民法 2 条）。差別は、個人を個人としてではなく、特定の類型に属する者として否定的に評価することであり、個人の尊厳を否定するもので、それに基づく行為は「個人の尊厳」を否定するものである。そうすると、差別に基づく扱いを受けず、不当に自らの差別を煽られたり、助長されたりしないことは、私法上保護されるべき人格権に含まれると解釈するのが、憲法 14 条 1 項の私人間適用を觀念しないとしても、自然な私法解釈である。

被差別部落出身であることないし出身であるとみなされるということは、憲法 14 条 1 項の「社会的身分」に該当するから、原告らの人格権の侵害について検討する際には、原告ら個々人に保障されている「社会的身分又は門地によって差別されない権利」の趣旨を考慮すべきである。

（エ）本件におけるあてはめ

では、本件では、この点についてどのように考えるべきか。被告は、部落差別対象となる地域の一覧を作成し、それを公表したり、又は、しようとしたりしてきた。

まず、部落差別の解消の推進に関する法律 1 条が「現在もなお部落差別が存在する」と規定していることから明らかなように（そして原審で一審原告ら

がさまざまな差別体験を通じて明らかにしてきたように)、現在でも、なお部落差別は存在している。

次に、一覧表のようなデータベースは、単なる情報の羅列ではなく、共通の特徴を持つものを集めたものである。例えば、電話帳は、一定の地域の住民の電話番号という共通点を持つ数字を集めたものであり、公安警察が作成する「過激派」データベースは、「公安警察に重大な犯罪を起こす可能性の高い者」として評価された」という共通点を持つ者の一覧である。このように、一覧表やデータベースの作成は、そこに挙げられた者に対する共通の事実や評価を示すものであり、事実ないし評価を適示する表現行為である。

そして、過去に被差別部落とされた地域同士は、差別の対象となったという以外に共通の特徴を持たない。また、被差別部落の地域にルーツを持っている個人同士も、差別の対象となっていたこと以外に共通の特徴を持っていない。そうすると、部落差別の対象となった地域や個人について一覧を作成することは、部落差別の対象を特定すること以外には利用できない。

そして、部落差別の対象を特定する必要があるのは、差別の実態や歴史に関する学術研究ないし被差別者の保護のために必要な場合か、差別者が差別を行う場合しか想定することができない。そして、研究・保護のためのデータベースを作るのであれば、差別目的で利用できないように、アクセスできる者を研究者や信頼できる者だけに限定したり、そのデータベースを差別に利用することのないよう警告を表示したりするなどの工夫が必要不可欠である。

ところが、本件で問題となっている書籍・ウェブサイトは、差別利用防止の対策は一切伴っておらず、部落出身者を揶揄したり、差別語を積極的に使用したりしている。本件の対象書籍・ウェブサイトは、部落出身者には蔑視感情を向けるべきだという評価が客観的にあらわにされたものである。

このことからすれば、一審被告らの行為は、一審原告らの差別されない権利を直接侵害するものと言える。

イ 13条

憲法13条前段は「すべて国民は、個人として尊重される」と謳い、「個人の尊厳」を人権保障の基礎におく。同条も、差別されない権利の根拠規定となる。

なぜなら、意図的に行われる差別的な言論によって、人の「尊厳」は直接的に傷つけられるからである。差別的な言論は、一定の集団に属する人びとを、普通の人よりも劣る存在である（「二級市民」あるいは「人間以下の存在」と）と貶め、本来あらゆる人に平等に保障されるべき社会的地位を否定することを本質的な特徴としている。つまり、差別的な言論は、個人に対して害悪を与えるだけではなく、特定の集団が社会に共存することを否定することによって、その集団のメンバーが個別の人権を行使することを実質的に阻害し、対外的にはこれを正当化し差別を拡散・再生産する。そして、このことによって、その特定の集団やそのメンバーに対して、有形・無形の暴力の行使を許してしまい、その行使を許容できるものとする社会的な環境を形成することで、当事者に沈黙を強い、無力化させ、社会への参加を阻害し、ひいては民主主義の基盤たる「法の下での平等」を損なうことによって社会全体に損害を与える。

このように差別が生まれ拡大していく構造をみれば、人種や民族を背景とする一定の属性を有する集団に属する人々を法的保護の対象外と見なし社会的に排除することは、個人の問題としてだけでは処理しきれないものであって、一定の集団に対する差別の問題として正面からとらえられなければならない。

ウ 類似の事例

最高裁は、京都朝鮮学校在特会示威行動差止事件（最三決平成26年12月9日）において、「一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として

保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法 13 条、14 条 1 項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法 709 条にいう『他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した』との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである」と判示した原審大阪高判平成 26 年 7 月 8 日を維持している。

判例も、私法の一般条項を具体的な事件に適用する際に、差別されない権利保障の趣旨を十分実現できるように解釈することを認めている。

(2) 国際法による裏付け

ア 国内法秩序における条約の地位

憲法 98 条 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定している。「誠実に遵守」とは、国際法である条約は、日本国内において国内法として通用することを意味しており、実際にも、条約は特別の国内法的措置をとらずとも、官報に掲載するという公布の手続を経るだけで、国内法的効力を有するとされている。

また、国内法上の序列としては、条約は法律に優位し、既存の法律の中に条約に適合しない規定がある場合にはそのような法令を改廃する必要があるし、条約の定める内容を実現しうるような国内法令がない場合には、新たに立法措置を取り国内法整備を行う必要がある。たとえば、1981 年に難民条約に加入したことにより、出入国管理法に難民認定手続が盛り込まれる改正が行われ

たこと、1985年に女性差別撤廃条約を批准したことにより、男女雇用機会均等法が制定されたことは、この先例である。

また、国際人権規約に反する法規を改廃しない立法不作為の違法が争われた事例で、大阪高裁は、上記の条約の効力を前提として「条約を批准した以上、国会において、国内法の内容が条約の内容に適合するかどうかを見直し、既に制定された法律の規定中に条約の内容に適合しない規定があるような場合には、これらを改廃したり、新たな立法措置を講じたりして、条約に違反する状態が生じないように是正すべき一般的な義務があることは明らかである」としている（平成11年10月15日判決・判時1718号30頁）。

イ 人種差別撤廃条約の内容

人種差別撤廃条約はその第1条1項において、「この条約において、『人種差別とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」と定め、第2条1項において、締約国の義務として、「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する」として、「(d) 各締約国は、すべての適当な方法(状況により必要とされるときは、立法を含む。)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」と宣明している。また、第2条2項は、締結国が「当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置」(すなわち、積極的差別是正措置)を取ることを求めている。そして、第4条は、人種差別や人種的憎悪を流布・扇動する行為を根絶するために積極

的措置をとる義務を規定し、第6条は、人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保する義務を国に課した。

ウ 部落差別と人種差別撤廃条約

1条1項の「世系」の解釈には争いがあるが、インドのカーストのような法上または事実上の身分階層上の地位に基づく差別も「世系」に基づく差別として同条約の適用対象になると解されている（人種差別撤廃委員会は、1996年、インド政府報告書の審議の際に、同国のカーストに基づく差別が同条約1条1項の「世系」に基づく差別に当たると明言し、2000年のネパール、2001年のバングラデシュの各報告審議の際にも同様の見解を示した）。2001年の日本政府報告書の審議の際には、部落差別も「世系」にあたるとされた。

2002年、人種差別撤廃委員会は「一般的な性格を有する勧告29」において、『世系』に基づく差別がカーストおよびそれに類似する地位の世襲制度（systems of inherited status）等の、人権の平等な享有を妨げ、または害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含む」とした。

また、2018年、同委員会は、「世系」に部落差別が含まれることを前提として、「日本の第10回・第11回定期報告に関する総括所見」の中で、部落民の状況について、雇用・住居・婚姻における部落差別が継続していること、部落民の戸籍情報への違法なアクセスやインターネット上での公開が、部落民を更なる差別に直面させていること、部落差別解消推進法を施行するために割かれたリソースに関する情報の欠如について懸念を表明している（甲364）。

以上からして、人種差別撤廃条約締結国である日本は、部落差別解消のための私的差別規制措置（第2条1項(d)）、積極的差別是正措置（第2条2項）、差別扇動の禁止措置（第4条(a)）、効果的な救済措置（第6条）をとる義務を負

っている。

エ 私法上の効果

本件のような私人間の紛争においては、（国が前記条約上の義務を履行するために）効果的な保護や救済を与える、裁判所の役割が格段に大きいものとして期待される。差別扇動の禁止のための積極的な立法措置がとられていない中で、国が差別扇動を禁止あるいは被害者を効果的に救済したといえるためには、少なくとも損害賠償や差止めなどを判決によって強制することができることが最低限必要になるからである。

静岡県浜松市内の宝石店でブラジル人女性が「外国人お断り」の貼り紙を示されて退去させられた事件では、「人種差別撤廃条約の実体規定が不法行為の解釈要件として作用する」として不法行為の成立が認められた（静岡地判浜松支部平成11年10月12日判時1718号92頁）。また、北海道小樽市の銭湯でアメリカ人らが「外国人お断り」の札で入店拒否された事件では、札幌地裁は、憲法14条のほか、自由権気悪及び人種差別撤廃条約が民法の解釈基準になることを認めた（札幌地裁平成14年11月11日判時1806号84頁）。

また、在特会等に対する街頭宣伝差止め等請求事件・京都地裁平成25年10月7日判決は、人種差別撤廃条約2条1項と第6条の定めから、締約国の裁判所は「人種差別撤廃条約上、法律を同条約の定めに適合するように解釈する責務を負う」と明確に判示した。その上で、本件における業務妨害と名誉毀損は、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、差別的発言を織り交ぜて行われたものであり、人種差別撤廃条約1条1項所定の人種差別に該当し、不法行為を構成するとした（同判決は、さらに、損害賠償額の決定にあたっては、「人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならない」として、損害額の認定においても条約適合的な解釈を

行うことが必要であるとしたが、この点については、別の論点となる)。

同判決の控訴審である大阪高判平成26年7月8日判時2232号34号(前出)は、憲法13条、14条1項と人種差別撤廃条約を列挙し、これらの「趣旨に照らして、合理的な理由を欠き、社会的に許容しうる範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう『他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した』との要件を満たすと解すべきである」とした。

これらの裁判例が示すように、人種差別撤廃条約の締結国としての義務を果たすためには、国家機関としての裁判所が、私法の適切な解釈・適用を通して効果的な保護・救済措置を与えることが求められている。

(3) 小括

原審も、部落差別が今なお厳然として存在することは当然の前提としており、さらに、現在の住所・本籍地が被差別部落とされてきた地区にあると認められる者は部落差別の対象となりうることまでは認定している。とすれば、これらの者が、「差別を受けるかもしれない」という不安から解放されるために、差別を排除しあるいは生じないように予防する権利についても、明確かつ具体的な内実が認められるといえる。

また、上述したとおり、「差別されない権利」の根拠は、憲法上及び国際法上に求めることができる。

したがって、「差別されない権利」は、明確な裏付けのある具体的権利であり、「地域一覧」及び「部落解放同盟人物一覧」の公開は、一審原告らの当該権利を侵害するものである。

4 「差別されない権利」を正面から認める必要性

(1) 原審におけるプライバシー権及び名誉権による保障の範囲

原審は、一審原告についてプライバシー権及び名誉権のみが侵害されたものとし、しかも、プライバシー権の保障される範囲について非常に狭く限定したために、「地域一覧」の出版等の差止めの対象範囲を、現在の住所地・本籍地と地名との関係が証明された一審原告らの都府県に限定した。結局、原審は、部落差別そのものを構造的な問題としてとらえることなく、個人のプライバシー権の侵害や名誉権の侵害という枠に押し込めたため、部落差別によって生じる被害が軽視され、部落差別に利用されることが明らかな「地域一覧」の公開・流通を止められないという判断に陥ったのである。

一審原告らが本件訴訟でもっとも強く訴えたのは、「地域一覧」をリストの形で社会に流通すること自体が差別であり、いったん流通させてしまえば回復することが不可能な損害を永続的に生じさせることになるから、許されないということであった。原審は、この一審原告らの訴えに全く耳を傾けず、「地域一覧」が流通すれば発生することが不可避な、一審原告らに生じる損害を防止するために、これ以上差別事象が発生しないために、どのような解釈が可能なのかについて、悩みの片鱗を窺わせることすらしなかった。

プライバシー権の侵害はないが差別されない権利が侵害された と評価できる場面は容易に想定される。原審の理屈でいえば、自分が被差別部落出身であることを積極的に公表している者についてプライバシー権の侵害は考えられないことになるが、そのような者に対して「被差別部落出身者だからお前の就職は認めない」という扱いをすれば、差別されない権利が侵害されたということになるだろう。このような簡単に想定できる事例すら無視し、「プライバシー等他の権利が侵害されている場合を超えてどのような場合に原告ら主張の権利が主張されているの

か」分からないなどと判示した原判決は、「差別」の問題と正面切って向き合うことを回避したものである。

(2) 一審原告らの法的に保護されるべき利益

原判決は、「地域一覧」の出版やウェブサイトでの情報のばらまきに対する差止めの範囲につき、プライバシー権侵害を認定した一審原告らが現在の住所・本籍を置いている都府県の範囲でのみ認めた。このことによって、原審が「現在の住所・本籍」と「地域一覧」の地名との一致を認定した原告がいなかった16県が差止めの対象から除外された(16県のうち、原告がいたが原審によって地名との一致が認められなかった、あるいは、当初原告がいたが死亡したため、判決時には原告がいない状態となっていた県が6県、もともと原告が居なかった県が10県だった)。

しかし、これらの県においても、差止めの対象となった他県と同様に、現在も部落差別は存在し、「地域一覧」によって被差別部落出身者や住民が受ける損害は甚大である。つまり、「全国部落調査」に都府県名が掲載されていれば、「侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが著しく困難になると認められる」(原判決)のであって、全国どこの都府県に本籍・住所があろうが、差止めを認めるべき必要性は変わらない。

控訴審では、これら除外された各県と関係する被差別部落出身者(一審原告を含む)の陳述書を提出した(甲469ないし484)。

原告を出したが認められなかった県からは、原告がいるにもかかわらず(つまり被害を訴えている人が存在するにもかかわらず)、差止めの対象から除外されたことについて、以下のように憤り・不安・戸惑いが伝えられている。

「富山県では原告を私ひとりしか立てなかったのですが、もちろん決して無関心だった訳ではありません。誰もが重要な裁判だと思っていましたが、名前を出すことで、今後さまざま形で身元を暴かれて差別を受ける恐れがあるため、躊躇した仲間がたくさんいました。私はみんなの思いを受けて、代表として原告になりました。原告は代表の私だけになりましたが、この裁判にはみんなが強い関心を持って裁判の成り行きを注視してきました。」（甲４６９）

「三重県は、原告を私一人しか立てなかったのですが、他の被差別部落の住人が無関心であったわけでは決してありません。私たち部落解放同盟員は、部落差別をなくしたいという気持ちから、問題を訴えるためにあえて自分の立場を明らかにして、さまざまな形で活動しているのです。しかし、裁判で原告として名前を出すことは、住所も表示し、自分自身に関する事実を裁判所に証拠として提出することが求められるので、活動の場合を超えて、今後さまざまな形で身元を暴かれて被害を受ける恐れがあります。そこでそのような被害を避けるために、三重県連合会の執行委員長である私が代表として原告になりました。県内の同盟員は、原告と同様に、この裁判に強い関心をもっていました。」（甲４７０）

「裁判の準備段階で、県内の解放同盟員の方に何人も「原告になって欲しい」と依頼しました。しかし、ネット上で「さらし差別」をおこなう相手との裁判のため、部落を出て生活している子どもや孫たちに被害が及ぶことを恐れ、悔しい思いをしながらも原告になることを断念されました。だからこそ、原告になれなかった県内の部落のたちも今回の裁判に強い関心を持ち、様々な形で原告の私を応援してくれました。

判決内容を知った時、山口県の部落の人たちに『自分のせいで、対象外に

されてしまって、ほんとに申し訳ない』と自分を責め、悔しい気持ちでいっぱいになりました。原告を一人しか出せなかった県は、その一人の権利侵害が認められなかったら、当該県全ての地名リストが対象外になってしまいました。実際、差止めの対象外になった原告の6県はすべて原告が一人でした。こんな判決はおかしいです。部落差別の身元調査に悪用される書籍だからこそ、私たちは本自体の出版差止めを求めているのです。」(甲471)

「佐賀県の原告２００は、裁判途中で死亡したので、固有のプライバシー侵害はないと判断されたと聞きました。原告２００の家族は、裁判を承継したいという気持ちはありましたが、高齢で病気がちのうえ耳も聞こえづらく外に出ることが困難なために、原告を承継することをあきらめざるをえませんでした。自分が原告を引き継がなくても他の原告らについて差別をされない権利が認められることによって、全国部落調査全体の差し止めが行われると思っていた。まさか、県に１人ずつは原告がいなければ、その県は差し止めの対象から除外するというようなおかしい判断がされるとは思っていませんでした。しかし、原告２００の家族は、ウェブサイトに掲載された住所に現在も居住し生活をしているので、それを使って身元調査が行われ、将来子どもや孫が差別を受ける可能性があり、とても心配しています。」（甲４７２）

「長崎県の原告は私一人でしたが、多くの被差別部落の住民は、この裁判が現在そして将来の部落に対する差別に大きく影響する重大な裁判であると考えて、関心をもって注目していました。もちろん長崎の仲間も同様です。」(甲473)

「私の県は原告を出さなかったのではなく、一審係属中に原告になった
さんが亡くなったため原告が不在という判断を下されただけです。原告

になって、氏名と住所を公開の法廷にさらし、被告らの知るところとするということは、一人ひとりの仲間にとってとてもハードルの高いものです。情報をさらすなということを求める裁判で、自分自身の個人情報裁判所だけではなく被告らに対してもさらさなければならないというのは、法が求めるところとはいえ、納得がいきません。千葉県では、■■■■さんが多くの仲間の意思を受けて県の代表として原告となりました。■■■■さんが今回の除外の報を聞いたとしたら、その無念さはいかほどのものでありましょう。無論、私も当事者を始めとして、差別のない世の中にするために活動する仲間も無念の観を抱くと共に裁判所の判断に憤っています。」（甲 4 7 6）

県からは原告を出さなかった福島県（甲 4 7 4）、茨城県（甲 4 7 5）、石川県（甲 4 7 8、甲 4 7 9）、福井県（甲 4 8 0）、静岡県（甲 4 8 1）、愛知県（甲 4 8 2）、岐阜県（甲 4 8 3）、徳島県（甲 4 8 4）も、それぞれの県内の事情があり、原告を出すことができなかったことについて説明している。

特に、一審原告解放同盟の愛知県連合会執行委員長は、自身の経営するレンタルリングを行う会社に関して、「B地区にようこそ in 愛知県」というホームページに中傷が書き込まれたことが2007年2月に発覚し、同年3月に告訴、同年7月に容疑者が「名誉毀損」で逮捕・起訴され、懲役1年執行猶予4年の判決を受けた、という経験をしたことについて述べ、今回原告にならなかった理由について以下のとおり説明している。

『『全国部落調査』等の差止等を求めた今回の裁判が重大で大事な裁判であることは十分認識しておりましたが、私は原告になりませんでした。裁判での証言台には2度と立ちたくなかったからです。「B地区にようこそ in 愛知県」差別ホームページを作った男性は、ネットの中にアップされると自分の気分が高揚したと述べていました。そして、部落に行ったことをアップす

るとどんどんネットのなかで「評価」され、炎上していく様子を見ている自分がいたと述べていました。このようなことで、私の会社が冒涇されることに私はいたたまれませんでした。私の会社の社員は皆誇りをもって仕事に従事しています。裁判所で証言に立ち、作成者の顔を見て、検察官の質問に対して、怒りで心臓がドキドキし、口が渇きながらも自分の思いを述べたあの時の思いがよみがえり、二度とあのような思いをしたくなかったというのが原告にならなかった理由です。

結婚を目前に控え、部落の出身であることが分かったため、破談になった被差別部落出身の青年の顔が浮かびました。結婚に反対され、相手の両親・親族が誰一人出席しない披露宴にも出席しました。両親に反対され、「娘は死にました」と言われても、自分の意志を貫いて部落の男性と結婚したこの女性を私だけでなく、みんなで大切に見守ってきました。原告に立つことによって、私の身内だけでなく、従業員も差別を受けるのではないかという不安も胸をよぎりました。かつて『お前のおやじは骨をトラックに積んでいる』と子どもがいじめられる」と退社した社員がおりました。

このような経験をしてきた私としては、ほかの人に対しても、原告になるよう強く要請することはできませんでした。」

「先に述べましたように、私は思い悩んだ末に、原告にならない選択をしましたが、東京地裁判決のような誤った判断をどうしても見過ごすわけにはいきませんでしたので、このたび陳述書を書くことを決意しました。いったんは原告にならないことを決意した者がこのような陳述書を書くに至った思いをどうかご理解いただきたいです。」（甲４８２）

本件は、自分や家族に関する情報を勝手にさらす行為をやめろ、と訴える裁判

である。その裁判で、自分の住所や経験を、裁判所だけではなく、「同和問題のタブーをおちょくる」などとして、地区の所在地情報や全国の部落の住宅や施設、墓碑などの画像を、ネット上に意図的に掲載し、拡散し続けてきた確信犯である相手方にも提供しなければならない。提出した証拠がネットで拡散される危険すらある（一審被告宮部が、仮処分の訴訟記録をネットオークションに出品するなどという、司法を愚弄した行為を行っていることからすれば、これは杞憂ではない）。実際、「解放同盟人物一覧」の記載は、本件訴状の当事者一覧が届いた後、それに基づくとしか考えられない新しい情報が大量に書き加えられた。裁判に関与することにより一般的に発生する精神的負荷を超えて、本件の原告になることで大きな負担がかかることは、事前に予測されていた。自分や家族を守るためにそのような損害が生じるリスクを避けようとするのはきわめて合理的な発想であり、根深い差別が残る中で原告になれないのは当然ともいえる。全国248人（第1次ないし第4次の提訴時合計人数）という一審原告は、まさに「氷山の一角」である。

部落差別のただ中にいる被差別部落出身者などは、まさか都府県を境にして、差止めの対象が画されるとは予想だにしておらず、他の原告がいる以上、書籍全体の差止めが可能になるものと考え、上述したような、提訴によって発生する大きなリスクを犯すことを回避する判断をしたという側面もあったのである（甲472、甲483など）。

原審は、判決が「16県については公開してもいい」という結論だととらえられ、一審被告らを含め、その解釈を悪用する者がいることに対する懸念について検討したのだろうか。甲469ないし甲484の全ての陳述書は上記懸念について触れているが、その代表的なものは以下のとおりである。

「今回の判決では『全国部落調査』の全部の差止めが認められなかったた

め、SNS上では除外された16県は裁判所が「公表してもいい」と認定したと誤った情報が広がり、被告・鳥取ループも「理屈としては公開していい」という趣旨の発言をしていました。今回の判決によって、私の住む山口県における部落差別、ネット上での「同和地区の識別情報の摘示」を助長・正当化する状況を生み出していることに多くの人たちが不安を感じています。

部落差別はその個人が差別の対象とされるのではなく、被差別部落という地域、部落出身という属性を持つ人すべてが差別や偏見の被害の対象になります。結婚や就職、日常生活の様々な場面において、被差別部落という地域／部落出身という属性を持つ人たちは「ロシアンルーレット」のように、誰（どこ）がいつ差別を受けてもおかしくないということです。

部落差別が存在する社会において、「全国部落調査」の出版やネット上で晒されるということは、部落という属性を持つ全ての人たちの「差別されない」で平穏に生きる権利が脅かされているということです。差別は個人の問題ではなく、その属性を持つマイノリティ集団に対する被害の問題です。だからこそ、その集団に対する差別・権利侵害を助長・誘発・扇動する行為となる出版（公開）という行為自体を止めて欲しいと私たちは訴えているのです。

裁判所におかれては、ぜひ、上記のような部落差別の実態と特性を理解し、本の出版自体を差し止め、またインターネット上の地名一覧全部の削除を認めていただくよう要望いたします。」（甲471）

（３）「差別されない権利」が認められるべきであること

むしろ、差止めの対象範囲を限定した原審の判断からは、逆説的に、「差別されない権利」の必要性が浮かび上がるともいえる。

本件訴訟で、一審原告らが求めているのは、単に『全国部落調査』というタイ

トルがついた1冊の本が公表されるかどうか、自分の人格権を侵害する事実の摘示が社会に流通しないようにしたい、ということではない。

上述したとおり、「地名一覧」は差別を助長するという性質を有する。すでに社会内に存在する差別をさらに拡大・再生産させることを防止するために「地名一覧」が流通することは許されないのである。差止めの目的は、差別を拡大することを防止するという点にあり、出版物そのものが新しく差別を作り出すというものではない。つまり、差別を助長する「地名一覧」は、すでに存在する差別を拡大・強化することを目的として編集・拡散されているため、それ自体が一体のものとして差別を助長する効果を持つことになり、一部分のみを切り分けて判断することはそもそもありえず、全体を一括して差止めの対象としない限り差別の助長を食い止めることはできない。

前述したように、「差別されない権利」は差別を排除しあるいは生じないように予防する権利を含むものであり、この権利に基づいて、個人が差別の対象となる類型に属することの公表・開示などの差止めを求めることが可能であるから、「地名一覧」全体に対する差止めが可能になる。これが、プライバシー権及び名誉権を超えて、「差別されない権利」を認めるべき必要性といえる。

5 平穏に生きる権利としての「差別されない権利」

(1) 人格権の侵害

一審被告らの言動は、被差別部落に関連するものとして特定地域の名称をあげ、また特定地域に関する情報を提供する。そして、その特定された地域には差別されてきた人、自分たちとは異なる人びとが住んでいるという意識を喚起する。被差別部落出身者・居住者は、その属性を理由にして、個人として尊重されないことを突きつけられ、人間としての尊厳を否定されることになる。

一審原告らは、一審被告らの行為によって、プライバシー権、名誉権及び差別されない権利などの人格権（原告解放同盟については、業務を円滑に行う権利を含む）が侵害されたと主張している。

これらの人権は、1つ1つ明確に独立して存在しているものではない。現実には人格権による救済を求めるためには、人格権の具体的類型としての個別の権利や利益に対する侵害または侵害のおそれが認められるべきである、との考えが一般的であるところから、一審原告らは、人格権の具体的な現れとして3つの権利を類型として掲げているが、個々の一審原告ごとの「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」との関連性に応じて、人格権の侵害が類型的に生じるものとはいえない。一審被告らによる「全国部落調査」や「解放同盟関係人物一覧」の公開という行為自体から、「平穏に生活を営む」という人格の尊厳の中核を共通項にして、重疊的に法的権利ないし利益の侵害が生じるのである（原審準備書面19参照）。

その観点から、「平穏に生きる権利」という概念が「差別されない権利」を内包するものであることについて以下論じる。

（2）保全手続における裁判所の認定

一審原告らのうち1名が本件訴訟の対象となっている損害賠償請求権の一部について、不動産仮差押命令申立てを行い、これを認容する仮差押決定に対する保全異議申立事件について、横浜地方裁判所相模原支部が、2017年（平成29年）7月11日に言い渡した決定では、「他者から不当な差別行為を受けることなく円滑な社会生活を営む権利利益は、『差別されない権利』という名称を付するか否かはともかく、人格権もしくは人格的利益の一つとして保障されるべきものと解するところ、日本国内でこれまで同和地区出身者に対する差別的言動が長く行

われてきた経緯があったことに照らすと、債権者が、同和地区出身者であることを開示されることは、それによって、現に差別的取扱いを受けていなくても、いついかなる時に、知人のみならず見ず知らずの第三者からさえも、差別的取扱いを受けるかもしれないという懸念を増大させ、その平穏な生活を脅かすものになるという点で、その権利利益を侵害するものといえる」(甲 79・17 から 18 頁)とその権利性を認めている。

その他、本件に関連する保全事件では、「不当に差別されずに生活する法的利益」(東京高裁 2017 年 6 月 16 日決定)、「不合理な差別を受けない人格的利益」(東京高裁 2017 年 9 月 28 日決定)が認められていることと比較しても、原审判決は、非常に後退した判断にとどまっている。

(3) 人格権としての平穏生活権

人格権と平穏生活権との関係について、潮見佳男は、「わが国で、人格権・プライバシーは、当初、私生活の平穏に着目して展開され、私生活にみだりに干渉されない権利—『1 人にしてもらう権利』、『覗き見されない権利』として捉えられ、裁判例においても、たとえば、『私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利』—というように定義された。これは、平穏生活権としての人格権・プライバシーの位置づけである。自己の私事・住居・肖像・思想等について不当な公表や侵入に服さない自由ということもできる。…このコンテキストでは、人格権・プライバシーとは、個人の私的生活空間(領域)や秘密とする事柄について、他者による干渉からの保護を求めることができる権利を意味する。私事をみだりに公開されないという保障は、個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえで、必要不可欠なものである」と述べる(『不法行為法』)。

本件に即して敷衍すれば、平穏生活権とは、ひとりの人間としてその属性を理

由に差別や偏見に晒されることなく生きる権利である。一審原告らが主張してきた3つの権利（名誉権・自己情報コントロール権・差別されない権利）の背景にあるのは平穏生活権であると整理することができる。

例えば、プライバシー侵害はそれ自体として人格権侵害であると共に、将来の権利侵害を誘発・促進するものである。具体的には、侵害されたプライバシー（属性）が利用されて「婚姻・就職・入居」する権利が侵害される（差別される）ということがある（こうした事実については一審原告らが多数主張立証してきたところである。）。すなわち、ひとりの人間がその属性を理由に差別や偏見に晒されて生活することを強いられるのである。こうした状態が「差別」である。

平穏生活権という観点から本件をみると、被告らによる「全国部落調査」等の公開によってひとりの人間としてその属性を理由に差別や偏見に晒されることなく生きる権利が脅かされる人々は、原告らだけではなく、原告らの背後にいる裁判の原告になっていない日本全国の被差別部落出身者である。本件における権利侵害はこうした文脈で捉えられなければならない。

（４）部落差別解消推進法と平穏生活権

部落差別解消推進法第1条は、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と規定する（2016年12月制定）。

同法は「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり」と規定しているように、平穩生活権の具体化だといえる。

同法第1条の「状況の変化」とは、インターネット上で被差別部落の所在地を特定し晒す行為（一審被告らの行為）が行われていること、近時ヘイトスピーチによる差別ないし差別扇動が横行しそれを抑止するため立法がなされてきたこと等である。そして、ヘイトスピーチを抑止するための立法の一例として、2016年6月3日に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）がある。同法第2条の定義規定は、「この法律において『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう」と規定している。

部落差別解消推進法が解消を目指す「部落差別」には、被差別部落出身者に向けられた差別的言動が含まれることに疑いはない。上記ヘイトスピーチ解消法の存在（部落差別解消推進法が規定する「状況の変化」）を踏まえると、被差別部落出身者に向けられた差別的言動には、「専ら被差別部落出身である者又はその子孫に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は被差別部落出身者を著しく侮蔑するなど、被差別部落出身であることを理由として、被差別部落出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」が含まれる。

こうした部落差別解消推進法の施行を受け、2018年12月、法務省も「イ

ンターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」の見解（２００４年１０月）を改め、依名通知を出し、特定の地域が同和地区である・あったとして公開する行為は、たとえ「差別解消目的を標榜し、紀行文の体裁をとっている」としても「助長誘発目的」の認定に及び腰ではいけないと明言したのである（甲３５２）。

差別を防止するためには、差別を惹起しうる問題行為によって実際におこる効果により重きをおいて規制を行うことが必要であるとの認識が示されたものといえる。

（５）平穏生活権を人格権の基礎として認めた裁判例

ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件・横浜地裁川崎支部平成２８年６月２日決定（判タ１４２８号８６頁）は、申立人の人格権侵害について、

「何人も、生活の基盤としての住居において平穏に生活して人格を形成しつつ、自由に活動することによって、その品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から評価を獲得するのであり、これらの住居において平穏に生活する権利、自由に活動する権利、名誉、信用を保有する権利は、憲法１３条に由来する人格権として、強く保護され、また、本邦に適法に居住する者に等しく保障されるものである。

そして、本件に関係する在日韓国・朝鮮人など、本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者またはその子孫であって適法に本邦に居住するもの（以下「本邦外出身者」という。）が、専ら本邦の域外にある国または地域の出身であることを理由として差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利は、本邦の地域社会内の生活の基盤である住居において平穏に生活し、人格を形成しつつ、自由に活動し、名誉、信用を獲得し、これを保持

するのに必要となる基礎を成すものであり、上記の人格権を享有するための前提になるものとして、強く保護されるべきである」
と判示した。これは平穏に生活する権利が、扇の要のような役割を果たしていることをよく理解した判断といえる。

6 一審原告らの「差別されない権利」の侵害

(1) 現実に生じた差別助長の効果

ア 「同和地区 wiki」の設置とその目的

一審被告宮部は「同和地区 wiki」を設置し、一審被告らはその管理を行ってきた。

一審被告宮部は、ツイッター上で、2014年5月8日に「同和地区 wiki を設置しました。まだほとんどコンテンツがなく、これから長い作業になります。接続にはTor が必要です。」と告知し、URL を添付している（甲78）。また、同月11日には、「同和地区 Wiki のアドレスを微妙に変えました。こちらにアクセスしてください。例によってTor が必要です。」と書き込んで、変更後のURL を添付し、さらに、「同和地区 Wiki を開設しました。」と、自身が「鳥取ループ」として情報発信しているブログとリンクさせている。そこには、「同和地区 Wiki を開設しました」というタイトルのもと、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和地区 Wiki』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイト…」という宣伝文句が掲げられていた（甲78）。このブログの記事は、「同和地区を全て網羅して調査すべく、『同和地区 Wiki』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイトです。同和地区の実態調査は過去何回か政府により行われてきましたが、これを民間の力でやってしまおうという考えです。」と続いている（甲9）。

一審被告官部は、また、2016年1月、一審被告示現舎のホームページに、「鳥取ループ」名で、「追跡！部落地名総鑑」という文章を2回に分けて掲載している。ここでは、被差別部落の一覧を掲載した図書を総称して、俗に「部落地名総鑑」と呼ばれるとして、部落地名総鑑の資料についてどのように扱うべきかという難問を解決するには、「部落地名総鑑を無料で公開すればよい」として（甲18・3頁）、3つのアプローチを提示している。

そして、3つのアプローチのうち、第一は現存する部落地名総鑑を探すこと、第二は自分で作ること、第三は部落地名総鑑の原典を探すこととし、第一については徹底的にやってみたが難しく、第二については「同和地区 Wiki」を作成することで相当なところまでいっているが、情報のばらつきが大きい（精緻さのレベルが整わない、全国もれなく集めることが難しい、という意味と思われる）ため、第三のアプローチに挑戦したところ、2015年12月に、某所で原典と思われる「全国部落調査」を見つけることができた、と記載している（甲18、甲19）。つまり、被告官部は、被差別部落の一覧という資料を広く世間に提供するという共通の目的のための異なるアプローチとして、「同和地区 Wiki」の開設と「全国部落調査」の出版・公開を位置づけているのである。

そして、「同和地区 Wiki」について書かれた第二のアプローチの部分には、「部落地名総鑑を手に入れることは無理でも、都道府県、市区町村単位の部落一覧を手に入れるのであれば比較的敷居は低い。行政や運動団体が出版したものが図書館に普通に置かれていることがあるし、隣保館等の同和対策施設の場所から明らかになることもある。／時には実地調査も行いつつ、それらを地道に収集すれば部落地名総鑑を作ることができるのではないか。情報化が進行した現在では、ひょっとすると昔より高精度な物が作れるかもしれない。／そのために著者が開設したサイトが、同和地区 Wiki である」（甲18）と記載され

ている。つまり、ここでは、高精度な現代版部落地名総鑑を作ること、それを目的にして、一審被告宮部自身が「同和地区 Wiki」を開設し、そこへの情報集約を呼びかけていることが明確に示されている。また、2013年8月に被告宮部が「同和地区 Wiki」の構想についてツイートした際には「私は単に裁判所や法務省が差別情報と認めたものを、これでもかと言うほど盛大に載せた場合にどうなるか見たいという興味」が根源にあると表明している（甲391）。

イ 被差別部落に関する総合的検索システム

一審被告らは、「地域リスト」と「部落解放同盟関係人物一覧」を公開しただけではなく、一審被告宮部のインターネット関係の知識を悪用して、上述した「同和地区 Wiki」、「ネットの電話帳」、地図検索、「部落探訪」、神奈川県人権啓発センターとしての発信を組み合わせ、いわば差別のための「総合的検索システム」を構築し、ネット上に提供し、そのことによって自ら経済的利益を得ている。

（ア）ネットの電話帳での名字検索

一審被告らは、インターネット上の電話番号等検索サイト「ネットの電話帳」を管理・運営しているが、この「ネットの電話帳」に部落差別と直接に結びつく機能を、本件仮処分決定後に追加している。

一審被告宮部は、ツイッター上で「住所でポンが生まれたきっかけが、電話帳を利用して部落と苗字の分布の相関関係を検証しようというところからきている」（甲389・2012年10月19日）と明らかにし、実は「ネットの電話帳」が作られた契機は部落の特定のためであり、「実は苗字でポンの方が先に出来た。これは被差別部落間で通婚する習慣のあった地域を、苗字を手がかりに検証するという、部落史研究のために開発された」（甲390・同日）と述べている。尋問でも「名字を地域ごとにカウントを出すと、いろいろと部

落の特定も含めて、地域毎の歴史が分かるというふうに歴史研究している人から言われまして、じゃあそのアイデアやろうということでやった」と、あくまでも被差別部落の特定が最終的な目的だったことを認めている（被告宮部尋問結果24～25頁）。

一審被告らは、準備書面（13）で、「同和団体の役員や、同和対策で作られた公営住宅の地名（これは書籍や住宅地図、電話帳、現地調査で調べられる）から近辺の部落に多い名字を特定し、部落の場所をピンポイントで特定する手法が存在する」と主張しており、上記苗字の掲載も被差別部落特定のための要素として取り上げられているのである。一審被告らのインターネット上における各種個人情報の暴露は、全て部落差別の助長を目的としており、その点で関連している。

なお、一審被告宮部は、「ネットの電話帳」によって月30万円から40万円の収入を得ていることを尋問で認めており（一審被告宮部尋問調書26頁）、差別拡散行為によって継続的に大きな経済的利益を得ている。

（イ）地図情報との紐付け

一審被告宮部はツイッター上で、2016年3月20日に、
「全国部落調査掲載部落の現在地が8割以上特定された。あとは、国土交通省が公開しているこのデータと照合すれば、緯度・経度が求められる。

<http://nlftp.mlit.go.jp/isj/>」と述べており（甲402）、地図上のデータとの紐付けも行っている。

さらには、一審被告宮部は、スマートフォンのGPS機能を使って近傍の部落を探知できるようなアプリを開発することを企図していた（2019年9月には「最近ではGoogleがスマホのGPSを利用して検索結果を出すので、スマホでGoogle検索すると近くの部落探訪記事が上位に出る状態になっている」

との発信を行っている（甲４２７）。

（ウ）地域の写真や画像の掲載

一審被告らは、一審被告示現舎のウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする『部落探訪』と称する企画を２０１５年１２月から開始し、現在、２６２地域にのぼっている（２０２２年３月２２日現在）。

一審被告宮部は、『部落探訪』１００回目（２０１８年１１月１９日投稿）で、以下のとおり、提訴後に、本件訴訟に先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で『全国部落調査』が出版できなくなったので、それに代替するものとして『部落探訪』の掲載を続けていることを自白している。

「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」

そして、２０１９年１１月２１日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです」とツイッター上で宣言し（甲４２９）、自己の基本的人権の行使であると開き直った（被告宮部尋問結果２７～２８頁）。

結局、被告らは、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、特定の

部落の名前や所在地や現在の状況などについて公開・拡散しているわけで、その悪質性は甚だしい。

(エ) 神奈川県人権啓発センター

原審で主張したとおり、一審被告宮部は「神奈川県人権啓発センター」という団体名を使ってネット上の情報発信を行い、同センターに登録しているメンバーに、本件訴訟資料など一審原告らの個人情報が含まれるものを提供している。

同センターは、2015年12月からYouTubeにチャンネルを持ち、上述した「部落探訪」やさまざまな部落差別に関するトピックの画像を多数公開している。「部落探訪」では、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や住民の所有と思われる自動車のナンバープレート、地域内の寺の墓の墓石など、各種の写真（映像）を撮影したものが、そのまま配信されている。

尋問時には、チャンネル登録者数は2万7500人、総視聴数1172万回であり、一審被告宮部は、月に5万円程度の収入があることを認めていた（被告宮部尋問結果31頁）。しかし、現時点（2022年3月22日現在）ではチャンネル登録者数5万800人、総視聴数2335万回とほぼ倍増しており、動画再生回数によって画像をあげた者への収入が決まってくることから考えると、収入は更に増加していることが窺える。

(2) 差別的な意図とその現実化

一審被告らは、自身のウェブサイトにおいて、「旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。」と挑発的な文言を用いつつ、本件出版予定物の内容を説明した。これは、一審被告らが行っているように被差別部落を訪れ、写真を撮影し、それをインターネット上に晒す

ことを奨励しているかのような記載である。

2020年6月、法務省人権擁護局は「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を公表した(甲375)。その具体的内容については原告準備書面21に詳述されているが、被告らの本件各行為を原因として、インターネット上での部落差別が横行している現実が明らかになっている。

この調査によって、識別情報の摘示に該当するウェブページは、特定のものに集中しており、全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト構成のもの(本件「全国部落調査」が掲載されているもの)、「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイト構成のもの(被告示現舎のウェブサイト)が識別情報中の多くを占めている。また、同調査は、検索結果上位のウェブページに関する一定期間内の閲覧者数(ユニックユーザー：のべ訪問者数から重複をのぞいた利用者数)の調査も行ったが、これによっても、上記2つのウェブサイトで識別情報の摘示に該当するウェブページの年間ユニックユーザーの7割近くを占めていることが分かった(そして、一審被告ら自身も、被告宮部がすでに、2016年11月20日のツイッターで、「部落差別解消推進法による『教育・啓発・調査』を行い、部落や同和に興味を持った人がネットで検索すれば、真っ先にアレが出てくるわけです。情報は万人のものです。世界はつながっています。もう戻ることはできません」

(甲414・下線部一審原告代理人)と誇示しているように、「全国部落調査」が社会に及ぼした負の影響力の大きさを認識し、誇示している)。

さらに、同調査では、部落差別関連ウェブサイトを開覧していたことが確認された者を対象として、閲覧した記憶の有無を尋ねると約半数の回答者が否定していること、差別を行う意図をもって閲覧したことを認めた者が4分の1も存在したことが判明している。

つまり、上記調査では、一審被告らの各行為によりインターネット上にばらまかれた差別情報が多数の閲覧者を集め、その閲覧者たちの多くが差別はよくないことであるとの認識を有しながらも、一定割合の人たちが差別的な目的を達成するためにこれらのウェブサイトを利用しているという実態が明らかになったのである。これをみると、上述した一審被告らの差別の拡散・再生産の目的は残念ながらすでにその一部が実現されてしまったともいえ、一審原告らを含む被差別部落出身者・居住者には日々損害が発生し続けているのである。

（３）回復不可能なアウティングによる損害

「アウティング」によって、個人情報といった不特定の人に対して公開あるいは特定の人に対して開示されてしまえば、その情報は、自分の知らないところで、誰に、いつどう伝わるか全く分からず、自分がコントロールすることができない状態になる。差別が現実社会に存在する中で、自分に関する「アウティング」が行われれば、当人は、差別の対象になるかもしれないという恐怖と、どのようにその情報を知った人に接していけばよいのかという強い不安を感じて、平穩に私生活を営むことが不可能になる。これがまさに人格権としての「差別されない権利」の侵害である。

だからこそ、差別につながるセンシティブな情報については、誰を対象に、どのような媒体を用いて、どのタイミングで、どのような伝え方をするかというすべてが自己決定権の対象にならなければいけない。

アウティングは、自分をめぐる人間関係の中で、何の承諾もなく、突然自分だけ裸にされて、公衆の目にさらされるようなものであり、人間関係を切断し、個人の尊厳を侵害するものであるばかりでなく、自分を暴露されたことの不安感や孤立感によって時によっては人の生きる力を奪うものである（東京高裁２０２０

年11月25日判決は、「アウティングは人格権やプライバシー権を著しく損なう許されない行為である」旨の判断を示した。

一審原告■■■は、尋問で、「地名リスト」や「部落解放同盟関係人物一覧」がネット上に公開されたことで、自分も、家族も、仲間も、いつ誰に差別されるか分からないという不安にさらされることになった、被害者が差別に気づけない、永続的に続く被害におびえ続けなければならないという損害の大きさについて述べたが、この損害が一審原告全員のみならず、被差別部落出身者・居住者全員におきていることが考慮されるべきである。

第4 業務を円滑に行う権利の侵害について（争点2）

1 原判決（3(4)）

原判決は、「原告らは…①原告解放同盟がこれまで行ってきた差別をなくすための活動成果が減殺されたこと、②本件への対応や第三者からの嫌がらせによって原告解放同盟の業務遂行に一定の支障が生じていること、③原告解放同盟の業務はその業務に従事する者の人格権を内包するものであるから、個人原告らの人格権が侵害されたことで原告解放同盟の業務を円滑に行う権利も侵害されたことを挙げる。

上記①については、本件地域一覧の公開によって結果として原告解放同盟の活動成果が減殺されるとしても、そのことから直ちに原告解放同盟に対する違法な権利利益の侵害ないしそのおそれがあったとはいえない。また、上記②については、本件地域一覧の公開により原告解放同盟において業務遂行に一定の支障が生じたことを認めるに足りる的確な証拠はない。そして、上記③については、団体の構成員の人格権が侵害されたからといって直ちに当該団体の業務遂行が妨げられたということとはできない。したがって、原告解放同盟の上記主張には理由がない。」と述べ

る（31頁）。

しかし、ここで原審はまったく法的判断を示していない。

2 業務遂行権の意義

原判決は、一審原告らが主張してきた業務を円滑に行う権利の意義について適切な整理ができていないため、改めて業務遂行権の意義を整理する。

（1）東京高裁平成20年7月11日決定

東京高裁平成20年7月11日決定（判タ1280号329頁（以下、「平成20年東京高決」という。）は、差止請求権の根拠について次のように述べる。

「法人の『業務』は固定資産及び流動資産の使用を前提に自然人たる従業員の労働行為によって構成される。法人の『業務』に対する妨害がこれら資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快を与えるときは、法人の財産権及び法人の業務に従事する者の人格権の侵害とも評価することができること、使用者である法人は、業務に従事する者が上記の受忍限度を超える困惑・不快を生ずる事態に曝されないよう配慮する義務を有すること、『業務』が刑法上も保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法233条、234条）等にかんがみると、当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）ということができる。そして、このような業務を遂行する権利（以下「業務遂行権」という。）は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利ということができるから、法人に対する行為につき、①当該行為が権利行使としての相当性を超え、②法人の資産の本来予定された利用を著しく

害し、かつ、これら従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③『業務』に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、この行為は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為と評することができ、当該法人は、当該妨害の行為者に対し、「業務遂行権」に基づき、当該妨害行為の差止めを請求することができる」と解するのが相当である。」

このように平成20年東京高決は、所有権・営業権等の財産権を被保全権利とするのではなく、法人の人格権ないしそれに準ずる権利としての業務遂行権を肯定し、それを被保全権利として認めたものである。

平成20年東京高決では、受忍限度を超える困惑、不快を受けた従業員個人を仮処分債権者とするのが、当該従業員の困惑、不快を増すことになることから、従業員に平穏な職場環境を確保すべき法人としては、従業員個人を仮処分債権者として訴訟追行させられないという点も考慮されている（判タ1280号330頁 解説4参照）。このような必要性を考慮し、法人の人格権ないし人格権に準ずる権利としての業務遂行権を認める要件を提示したものであり、憲法13条が人格権を保障し、憲法21条1項が結社の自由を保障している趣旨からすると、平成20年東京高決は正当である。

また、平成20年東京高決の当該法人の業務には、顧客、取引先との折衝、交渉も含まれていることから、上記①②③のを充足する場合に業務遂行権を侵害するとし、一定の要件を定立している。保護すべき「業務」が本来的にどのような内容・性質のものであるかは、権利の範囲を画定する上で考慮せざるを得ないものであり、そうした考慮から一定の要件を導く、平成20年東京高決は正当である。

(2) 本件における業務遂行権の意義

本件では一審原告解放同盟が営利目的の法人ではないことを考慮すると、一審原告解放同盟が遂行し又は遂行すべき「業務」は、人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的としたものであり（甲1・70・71等）、そうした目的実現のために活動する構成員の人格権をも内容に含む総体として法律上保護される（被保全権利になる）といえることができる。そうすると、一審原告解放同盟の「業務」には、差別を助長する言動に抗議したり行政に規制や啓発を求めたりすることも本来的に含まれるといえるものの、①差別助長言動が権利行使としての相当性を超え、②解放同盟の構成員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③解放同盟の「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、当該差別助長言動は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為といえる。

平成20年東京高決と同様に法人構成員の訴訟追行の負担も考慮されなければならない。本件では被差別部落にルーツをもつ者が、法人としての解放同盟と共に訴訟提起することで、一定数が原告になることができたが、それ以上に多数の原告になることができなかった者がいる（甲474～484・陳述書）。原告になることで自身や親族が差別を受けることを恐れたり、被告から自身や親族の情報をさらに晒されるのではないかと恐れたりしたからである（甲474～484・陳述書）。構成員や被差別部落にルーツを持つ者を差別から守るべき控訴人解放同盟としては、本来は個人原告らへの本件訴訟追行の負担を避けることが求められる。しかも、差別されない権利を否定し、原告のなり手がいなかった県については差止め対象から除外するという論理を採用した原審を前提にすれば、より一審原告解放同盟が訴訟追行する必要性は高まる。憲法13条が人格権を保障し、憲法21条1項が結社の自由を保障している趣旨からすると、こうした必要性は

十分に尊重されなければならない。

また、一審原告解放同盟の「業務」には、差別を助長する言動に抗議したり行政に規制や啓発を求めたりすることも本来的に含まれるが、法律上保護されるべき「業務」に該当するか否か、すなわち上記①②③該当性は、部落差別ないし部落差別の解消に向けた解放同盟の取組等の歴史的経緯も十分に考慮されなければならない。以下、検討する。

(3) 権利行使としての相当性を越えること (①)

ア 最高裁平成26年12月5日判決

県作成の同和対策地域総合センター要覧の目次およびセンター一覧表におけるセンター名・所在地など記載が非開示情報に該当するとして最高裁平成26年12月5日判決（判例自治390号51頁）は、次のとおり判示する。

「…本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覧表に網羅的かつ一覧的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわなければならない、これらの情報があいまって、当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるものというべきである。

各地域センターの名称や所在地等は、原審において指摘されているように各地域センターの設置管理条例の規定にも掲記されているが、これらの条例の規定中の各地域センターの名称や所在地等に係る情報それ自体は、当該各地域センターが設置されている地区が同和地区であることを直ちに意味するものではなく、また、本件要覧のように各地域センターの名称や所在地等のみならずこれらが設置されている地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況の詳細にわたる情報を網羅的かつ一覽的に掲記したものではないから、各地域センターの名称や所在地等についてこれらの条例に規定が設けられていることやその周辺住民等に一定の範囲で知られていることをもって直ちに、本件非公開部分の公開により上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の遂行に支障を及ぼすおそれのあることが否定されるものとはいえない。

以上によれば、本件非公開部分に係る情報は、本件条例6条6号柱書きの定める非公開情報に当たるものというべきである。」

上記平成26年最判は、「本件目次・一覽表においては、県内の地域センターの名称・所在地などが、同和地区との位置的な関連づけの下、網羅的・一覽的に掲載されている点に着目することにより、控訴審判決とは逆に、個別の設置管理条例による名称。所在地の記載との間における、差別助長要因としての質的相違を明らかにしている。」と評価されている（杉原丈史「判批」判例解説 Watch 行政法 No. 151 TKC ローライブラリー3頁）。本件の「全国部落調査」には、全国の被差別部落所在地が現在地と併記される形で記載されているのであり、まさしく網羅的・一覽的に掲載されている点に着目すると、差別助長要因として甚大である。

この点、木村草太意見書（甲 1 6 0）も、「過去に被差別部落とされた地域同士は、差別の対象となったという以外に共通の特徴を持たない。また、被差別部落の地域にルーツを持っている個人同士も、差別の対象となっていたこと以外に共通の特徴を持つとは想定し難い。そうすると、部落差別の対象となった地域・個人の一覧は、部落差別の対象を特定すること以外には利用できない。」

「…本件の対象書籍・ウェブサイトは、部落出身者には蔑視感俯を向けるべきだという評価のもとに、地名や個人の情報を収集し、②差別者が差別に利用することを目的で作成されたものと言える。また、そのような目的で作成された一覧・データベースは、差別を助長し、煽動する機能を持つ。」と指摘している（5 頁）。

そして、上記平成 2 6 年最判について、「最高裁のこうした綿密な審査の背後に、憲法 1 4 条 1 項の列举事由のひとつである『社会的身分』による差別を扱うという当該『事業の内在的性格』への配慮」が指摘されている（杉原丈史「判批」判例解説 Watch 行政法 No. 151 TKC ローライブラリー 4 頁）。本件における控訴人らが主張する各権利侵害該当性においても、当然に憲法 1 4 条 1 項の列举事由のひとつである「社会的身分」による差別が問題になっていることが考慮されなければならない。

したがって、平成 2 6 年最判との対比で本件「全国部落調査」等の公開を検討すると、「全国部落調査」等の公開は、相当性を著しく欠く行為であることは明らかである。

イ 解放同盟の運動の歴史的な成果に対する業務妨害

一番原告■■■■陳述書（甲 4 8 5）は次のとおり指摘する。

「被告らの地名リスト公表は、これまでの解放運動の成果を台無しにするものであり、部落解放同盟の歴史的な成果に対する業務妨害だということです。

その代表事例が、すでに述べた『部落地名総鑑』事件です。この時も私たち部落解放同盟は全国的な運動を展開して、リスト公表のもたらす被害を各方面に訴えました。その結果、国が乗り出して書籍を回収し、焼却処分にしたことはすでに説明した通りです。この点は、地裁判決も『昭和50年、「人事極秘・部落地名総鑑」と題する資料が、ダイレクトメールを用いて主に企業を対象に販売されていることが発覚した。その後の調査により、同種の資料が少なくとも8種類存在し（以下、これらの資料を総称して「部落地名総鑑」という。）、延べ223社の企業がこれを購入したことが判明した。部落地名総鑑には、被差別部落の名称、所在地、戸数及び主な職業などが都道府県別に記載されており、一部には同年当時の地名や被差別部落の見分け方なども掲載されていた。これを購入した企業は、採用の際や従業員の身元調査等にこれを利用していた。』『法務省は、平成元年7月頃まで、各法務局を通じて部落地名総鑑を購入した企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した部落地名総鑑を回収し、これを焼却処分した。』（判決 第3当裁判所の判断 1 事実認定）と事実を認定されています。

ところが今回、被告らは、国が回収して焼却処分した書籍と実質的に同じ書籍を出版しようとしています。それは部落解放運動のこれまでの業務（成果）を完全に破壊するものであり、文字通り部落解放同盟の業務を真っ向から妨害する行為にほかなりません。

『部落地名総鑑』事件では、私たちの訴えにこたえて、その後、国や地方自治体、労働行政、企業、学校は、就職差別をなくすために様々な制度や啓発を続けてきました。公正採用選考の制度の改善、『高等学校統一応募用紙』の制定、100人以上の企業に設置を義務付けた公正採用選考人権啓発推進員制度の設置、企業による人権啓発企業連絡会の結成などなどです。今回、

被告らは『地名総鑑』と同じものを出版、掲載しようとしているのですが、それはこの『部落地名総鑑』事件を教訓にした上記のような制度や成果を完全に反故にする行為であり、私たち部落解放同盟の業務としての成果を台無しにしている業務妨害そのものです。」

また、一審原告解放同盟が積み上げてきた壬申戸籍や部落地名総鑑事件や本人通知制度に関する成果は、一審原告準備書面2の第1の1(1)・第2の2、一審原告準備書面4の第5の2等で述べてきたとおりであるが、これらは社会的財産ともいえる歴史的成果であり、少なくとも一審被告らが勝手に覆すことが許されるものではないことは明白である。

したがって、一審原告解放同盟の運動の歴史的な成果に照らし、一審被告らの行為は著しく相当性を欠くといえる。

ウ 原判決を前提にしても相当性を欠くこと

原判決は、「本件地域一覧に学術的価値がある旨の被告らの主張を考慮しても、その公開が専ら公益を図る目的のものでないことは明白である。」と指摘する（原判決28頁）。したがって、被控訴人らの行為が相当性を欠くことは明らかである。

エ 小括

以上より、「全国部落調査」等を公開する被控訴人らの行為が、権利行使として許容される余地はなく、相当性を著しく欠くことは明らかである。

(4) 受忍限度を超える困惑・不快を与えること (②)

ア 本来の業務を越えた仕事の急増による業務妨害

一審原告■■■■■陳述書（甲485）は次のとおり指摘する。

「被告の『全国部落調査』出版は、私たちの誰もが想定出来なかった出来

事であり、それに対する出版禁止、ネット削除要請の訴訟は誰も想定しなかった行為です。訴訟は、私たち部落解放同盟の『本来の業務』ではありません。実際、部落解放同盟が、差別事件で団体として訴訟を起こしたのはこれが初めてです。そして訴訟を含めて私たち部落解放同盟の業務が格段に増えました。その意味で、この被告らの行為は、部落解放同盟に過大な業務を背負わせる業務妨害以外のなにものでもありません。

私たちの部落解放運動は、『同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である』（同対審答申）という立場に立ち、かつ『部落差別は許されない』という社会的な共通認識にもとづいて成り立っている運動です。その社会的な共通認識を前提にして、私たちは結婚差別や就職差別などの差別行為が起きた場合、その誤りを指摘し、当事者に改善を求め、政府や地方自治体に差別を許さない制度や政策を要請し、教育啓発の促進を求めてきました。それが私たちの『本来の業務』です。実際、1999年のアイビーリック社事件、2011年のプライム事件や各地で発覚する結婚差別事件などでは、その都度わたしたちは当事者に反省を求め、政府や地方自治体に差別を許さない施策や教育啓発を要請し、一定の成果を挙げてきましたが、そこには『部落差別は許されない』という社会的な共通認識が存在していました。

しかし、今回の被告・示現舎の行為は、これまでとはまったく次元を異にする出来事です。次元が異なるとは、『部落差別は許されない』という社会規範を尊重しようとする意識が被告に欠落しているからです。実際、被告は2016年に東京法務局に呼び出され、『差別だからやめなさい』と『説示』を受けても反省、改善しませんでした。そのような差別の確信犯が登場するとは、誰も想定しませんでした。『ありえない話』というのが、被告らの行

為に対する解放同盟や部落出身者の率直な感想です。被告らの行為は、人権尊重が社会の規範として定着している日本の社会常識を覆すものです。それだけに私たち部落解放同盟は、これまでとは違った取り組み（業務）を強いられてきました。そもそも、この訴訟をおこなうということ自体が精神的負担であり、また経済的な負担となっています。

今回の事件によって部落解放同盟の業務が一挙に増えました。『ありえない事件』に直面して、私たちは法務省、地方法務局への要請や交渉を繰り返し、地方自治体に対する要請も格段に増えました。ちなみに私が所属する部落解放同盟埼玉県連はさいたま地方法務局とこの5年間に延べ7回の交渉をおこなっています。また、埼玉県内の58の市町村（7つのブロック）も、さいたま地方法務局の9つの支局に要請を繰り返すとともに、埼玉県を通じて2019年から2021年までの3年間に延べ17回の差別情報の削除要請をさいたま地方法務局に行っています。

繰り返しますが、社会的な共通理解としての部落差別の不当性をどれだけ啓発しても理解しない人間を相手にする活動は、われわれ部落解放同盟の本来の業務ではなく、そうした人間に対する訴訟提起はそもそも本来の業務とはいえません。」

また、訴状第5の2(2)でも述べたように、一審原告解放同盟として裁判に踏み切らざるを得なかった経緯も極めて重要である。

「原告解放同盟は、本年4月1日に本件書籍の出版が予定されていることを知り、前述したとおり、本年3月3日に、「示現舎 編集長 鳥取ループこと宮部龍彦様」宛にメールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回

を求める」として面談を申し入れた（甲 1 1）。そして、被告宮部と時間・場所について調整の上、同月 8 日午後、新宿の喫茶店で、原告解放同盟中央本部の■■■■書記長（本件原告）及び大西聡事務長と被告宮部（こと鳥取ループ）と面談を行った。

被告らは、被告示現舎ホームページ上に、「鳥取ループ」の名前で記事を掲載し、この経過について公開している（3 月 8 日の面談について 3 月 9 日に掲載）。そこでは、原告■■■■が「差別が蔓延している状態で、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するということになる」と述べたのに対し、被告宮部が「隠すことこそが差別を助長する」という自説を展開し、本件ウェブサイト目録 1 ないし 3 の掲載を自分が行っていることを前提として、『「そもそも解放同盟は一政治団体であって、当事者ではなく、私がそのような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る』という旨を伝えた」という状況が報告されている（甲 1 1）。」

このように一審被告宮部は、一審原告解放同盟の訴訟外での申し入れにまったく耳を傾けず、むしろ挑発する言動を発しており、一審原告解放同盟としては、裁判に踏み切らざるを得なかったという経緯も極めて重要である。

したがって、一審被告らによる「全国部落調査」等の公開は、一審原告解放同盟の構成員に受忍限度を超える精神的苦痛を与えるものだといえる。

イ 被差別部落とされる地域の写真や画像の掲載継続

一審被告らは、被告示現舎のウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする『部落探訪』と称する企画を 2 0 1 5 年 1 2 月から開始し、2 0 2 2 年 3 月 2 2 日現在で 2 6 2 回を数えている（甲 1 6 ・ 3 5 7、乙 1 2 5 ・ 1 5 8 ～ 1 6 6 ・ 2 4 8 ・ 2 4 9 ・ 2 6 6 ・ 2 6 7 ・ 5 4 4 参照）。

また、一審被告宮部が主宰する「神奈川人権啓発センター」名義を使って、上記『部落探訪』の各部落訪問時の状況を映像化したものを、動画再生サイトYouTube を使ってインターネット上で誰もが閲覧できるようにしている。この『部落探訪』では、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなど、各種の写真（映像）を撮影し、配信されている。

一審被告宮部は、『部落探訪』100回目（2018年11月19日投稿）で、前述のとおり、提訴後に、本件訴訟に先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で『全国部落調査』が出版できなくなったので、それに代替するものとして『部落探訪』の掲載を続けていることを自白している。「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告（控訴人）の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」そして、2019年11月21日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです」とツイッター上で宣言し（甲429）、自己の基本的事件の行使であると開き直った（一審被告宮部尋問結果27～28頁）。

結局、一審被告らは、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、特

定の部落の名前や所在地や現在の状況などについて公開・拡散しているわけで、その悪質性は甚だしい。翻って、一審原告解放同盟の構成員を含む、「部落探訪」を受ける人々にとっては、耐えがたい苦痛を受けるわけである。一審原告解放同盟としては、上記のような「全国部落調査」と不可分一体の形で「部落探訪」への対応をせざるを得ない。

したがって、一審被告らによる行為は、解放同盟の構成員に受忍限度を超える精神的苦痛を与えるものだといえる。

ウ 小括

以上より、「全国部落調査」等を公開する一審被告らの行為が一審原告解放同盟の構成員に、平成20年東京高決がいうところの「受忍限度を超える困惑・不快」を与えることは明らかであり、被控訴人らの行為によって惹起される差別の性質、部落差別の歴史的経緯に照らせば、「困惑・不快」にとどまらない受忍限度を超える精神的苦痛を与えているといえる。

(5)「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められること (③)

ア 原判決も事後的回復困難な重大損害の発生を認めていること

原判決も、「本件地域一覧の公開により…これによる本件認容原告ら…が受けるおそれのある損失は結婚、就職等において差別的な取扱いを受けたり、誹謗中傷を受けたりするという深刻で重大なものであり、その回復を事後に図ることは不可能ないし著しく困難というべきである。」(原判決34頁)と判示している。

同判示はプライバシー侵害における文脈であるが、一審被告らの行為によって惹起されるおそれのある結果(差別)という意味では、業務遂行権において

も同様である。

そのため、「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる。

イ 本来の業務を越えた仕事の急増による業務妨害

上記(4)ア記載の「本来の業務を越えた仕事の急増による業務妨害」は、「受忍限度を超える困惑・不快」を与えることを示す事情であるとともに、一審原告解放同盟の「業務」に及ぼす支障の程度が著しいことを示す事情でもある。

ウ 具体的な被害

一審被告らの行為による具体的な被害は、一審原告準備書面 12・同 21 等で詳細に指摘したところであるが、加えて、一審原告、■■■■ 陳述書（甲 485）は次のとおり指摘する。

「被告らの行為によって全国各地で業務が増加していますが、代表的な事例を一つだけ挙げます。佐賀県で起きた『メルカリ事件』です。メルカリ事件とは、被告鳥取ループ・示現舎がインターネット『全国部落調査』のデータを掲載し、閲覧者に書籍の作成を呼びかけたことから発生した問題ですが、佐賀県内の現役の高校生がネット上の被告の差別的な呼びかけを見て影響を受け、オンデマンド印刷で『復刻 全国部落調査』を製本し、2019年1月にそれを3冊、ネットのフリーマーケット『メルカリ』に出品し販売した事件です。

この事件は、たまたま佐賀県内の自治体職員が差別書き込みをチェックしている中で見つけたことで発覚しましたが、問題の発覚によって部落解放同盟佐賀県連はさまざまな取り組みをおこなうことになりました。

部落解放同盟佐賀県連は、2019年9月に県に対して交渉を申し入れ10月7日に副知事、県教育長も出席して佐賀市内の佐賀商工ビルで交渉をお

こないました。交渉では、二度とこのようなことが起きないように県の取組の強化を要請しました。また、佐賀県連は同9月、佐賀地方法務局にも交渉を申し入れ、再発防止を強く訴えました。

ところで部落解放同盟佐賀県連から要請を受けた佐賀県は、出品販売された『復刻 全国部落調査』が身元調査など差別の材料として悪用される恐れがあることから、2019年7月2日に佐賀県県民環境部長名で株式会社メルカリに対して『復刻 全国部落調査』の回収を要請し（資料①）、また同部長名で佐賀地方法務局に対してその回収を求める要請をおこないました（資料②）。また、佐賀県は同年7月18日に総務省総合通信基盤局長に対してメルカリの出品販売を事例に挙げ、法の整備やプロバイダの自主的取り組みに対する支援、促進の充実など『インターネット上で発生している人権侵害等を解消するための実効性ある対策を講じられるよう』要請しました（資料③）。

いっぽう、佐賀県教育委員会は、高校生による『復刻 全国部落調査』の販売というショッキングな出来事を人権・同和教育上の重要な課題と受け止め、様々な取り組みを進めました。2020年3月に県教育委員会が主導する形で、佐賀県人権・同和教育研究協議会、佐賀県立高等学校及び特別支援学校人権・同和教育研究会、佐賀県教育センター、佐賀県県民環境部人権同和对策課、佐賀県教育庁学校教育課人権同和教育室、部落解放同盟佐賀県連の6団体が出席してメルカリ事件を主題にした『差別事象の課題検証に関する協議会』を開催し、以後、5回にわたって協議を重ね、人権・同和教育の検証を進めました。その結果、2021年4月には、協議をまとめた指導文書「部落差別解消に向けた人権・同和教育の取組のために」（資料④ 県教育庁学校教育課人権・同和教育室）を発表し、県内の小中高校、大学、市町

教育委員会などに送付しました。

部落解放同盟佐賀県連はまた、県内の教員が組織している佐賀県人権・同和教育研究協議会（以下、『佐同教』）にも要請をおこないました。佐同教は解放同盟の要請に対応して様々な取り組みをおこないました。

2019年5月の佐同教総会でメルカリ事件をテーマにした研修会を開催し、11月に開いた第1回実践交流会では、事件を教訓にして小6と中学の人権同和教育の指導案を提案、翌2020年度第1回実践交流会でも『メルカリ事件が提起する課題とは』をテーマに研修をおこないました。

ところで、佐賀のメルカリ問題に対して被告鳥取ループ・示現舎はSNSで『佐賀県では高校生が全国部落調査をオンデマンド印刷してメルカリで販売したら役所から児童虐待された痛ましい出来事があったため、啓発のためにさらに探訪を続けた』と事実を歪曲した書き込みをおこなったうえ、10月ごろ、直接佐賀県にやってきて県内の被差別部落の動画を撮影し、翌11月から8本の差別動画をYouTubeに投稿しました。投稿された差別動画はいずれも部落差別を煽る内容でしたが、中でも個人商店（食肉店）を晒した動画が大きな波紋を呼んでいます。その動画は、商店の外観こそ映していないものの、店が作成しているチラシを机に置いて映しており、チラシには、『店名・電話番号・住所』（資料⑤）が出ているため、明らかに商店が特定できる映像になっています。差別動画が投稿された次の日、近所の子どもが店主に『〇〇さんのお店がYouTubeに投稿されていたよ』と話したことから店主は被告らの動画投稿を知り、強いショックを受けました。店主は、自分の店がさらしものになっていることに恐怖を覚え、部落解放同盟に動画の削除を相談しました。この訴えを聞いて、部落解放同盟佐賀県連は佐賀県人権同和对策課や地元市人権・同和对策課に削除を要請しました。その後、県、市、

部落解放同盟、佐同教がそれぞれ佐賀地方法務局に動画の削除依頼をおこないましたが、現在も削除はされていません。

以上、業務妨害の代表的な事例として佐賀県を取り上げましたが、被告の行為によって、部落解放同盟佐賀県連はこれまでなかったさまざまな行動を余儀なくされ、そのことが部落差別解消の佐賀県連の本来の業務を遂行する上で負担になっています。」

エ 小括

以上より、「全国部落調査」等を公開する被控訴人らの行為が、控訴人解放同盟の「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では回復の困難な重大な損害が発生すると認められる。

(6) 結論

以上より、「全国部落調査」等の公開をしている一審被告らの行為は、一審原告解放同盟の業務遂行権ないし業務を円滑に遂行する権利に対する違法な侵害行為といえる。

第5 本件地域一覧の公開についての損害賠償義務（争点3）

1 一審被告宮部の損害賠償責任

(1) 原判決（4(3)）

原判決は、「別紙書籍目録記載1及び2については、前者は出版準備中に本件仮処分申立て1に係る決定によって出版が中止され（前提事実(3)イ、ウ）、後者は本件仮処分申立て2に係る仮処分命令申立事件の審理において疎明資料として提出されたにすぎないから（同エ）、いずれもいまだ一般には公開されていないとい

うほかなく、原告らにおいてこれらに掲載された本件地域一覧の公開による精神的苦痛は発生したとは認められない。したがって、これらに係る損害賠償請求には理由がない。」（３２～３３頁）としているが、失当である。

（２）一審被告宮部の損害賠償責任

確かに、別紙書籍目録１及び２は一般には公開されていないが、出版の予告によって、一審原告らは、この出版により、部落差別を受けるかもしれないという強い恐れをいだいたものであり、著しい精神的苦痛が発生しているのである。部落差別の深刻な被害を考えれば、一般に公開されていないからといって、一審原告らに精神的損害が発生しないなどとは到底言えないのである。よって、この点につき、一審被告宮部の損害賠償責任を認めるべきである。

また、別紙書籍目録記載３の「５年のあゆみ」（甲４６５）は、発行人を一審被告宮部、発行所を一審被告示現舎とする出版物であり、２０１６年４月１５日を発行日として出版され（１９６頁・奥付）、一般に販売されていた（被告宮部本人１９～２０頁）。したがって、この出版についても一審被告宮部の損害賠償責任が認められるべきである。

２ 一審被告示現舎の損害賠償義務

（１）原判決（４(３)）

原判決は、「被告示現舎及び被告三品については、別紙書籍目録記載３の出版物の出版ないし出品や別紙ウェブサイト目録記載の各ファイル等の掲載に関与したことを認めるに足りる的確な証拠はない（被告宮部が被告示現舎の代表社員の職務として、これらの行為をしたとの的確な主張立証もない。）。したがって、被告示現舎及び被告三品につき不法行為に基づく損害賠償責任を認めることはでき

ない。」(33頁)として、一審被告示現舎の損害賠償責任を否定しているが失当である。

(2) 一審被告示現舎の別紙書籍目録記載3の出版物の出版ないし出品への関与

「1(2)一審被告宮部の損害賠償責任」で前述したように、別紙書籍目録記載3の「5年のあゆみ」(甲465)は、発行人を一審被告宮部、発行所を一審被告示現舎とする出版物であり、2016年4月15日を発行日として出版され(196頁・奥付)、一般に販売されていた。また、2016年4月20日には、一審被告宮部によりインターネット上のオークションに出品されていた(甲20、甲58、甲60、被告宮部本人19～20頁)。

別紙書籍目録記載3は一審被告示現舎を発行人とする出版物なのであるから、一審被告示現舎がその出版に関与していたことは疑いない。また、インターネット上のオークションに出品したのが一審被告宮部だとしても、別紙書籍目録記載3の発行人が一審被告示現舎であり、また、一審被告宮部は一審被告示現舎の代表社員なのであるから、その出品は一審被告示現舎によって行われたと評価すべきである。

よって、一審被告示現舎は、別紙書籍目録記載3の出版物の出版ないし出品に関与していたといえる。

(3) 一審被告示現舎の別紙ウェブサイト目録記載の各ファイル等の掲載への関与

ア 別紙ウェブサイト目録記載1(4)の作成者は一審被告示現舎であること

別紙ウェブサイト目録記載1(4)の表題は、別紙書籍目録記載1の出版物と同一であり、別紙書籍目録記載1の出版物は「編者」を一審被告示現舎とする出版物であるから、別紙ウェブサイト目録記載1(4)の作成者は一審被告示現舎で

ある。別紙ウェブサイト目録記載 1 (4)をウェブサイト上に掲載することは、作成者（すなわち、著作権者）である一審被告示現舎の同意なくしてできることではないから、一審被告示現舎の関与があることは明らかである。

イ 別紙ウェブサイト目録記載 4 の発行所は一審被告示現舎であること

別紙ウェブサイト目録記載 4 は、「復刻 全国部落調査」と題する書籍（別紙書籍目録記載 2 に同じ）の PDF ファイルであり、別紙書籍目録記載 2 は「発行所」を一審被告示現舎とする出版物である。出版を予定している出版物をウェブサイト上に掲載することは、発行所（すなわち、出版社）である一審被告示現舎の同意なくしてできることではないから、一審被告示現舎の関与があることは明らかである。

ウ 別紙ウェブサイト目録記載 1 (1)から(3)、同 2 及び 3 (1)から(2)の掲載にも一審被告示現舎が関与していたと評価すべきであること

別紙ウェブサイト目録記載 1 (1)から(3)、同 2 及び 3 (1)から(2)についても、出版を予定している出版物と基本的に同一の情報であるから、当該出版物の出版社である一審被告示現舎の同意なくしてできることではないから、一審被告示現舎が関与していたと評価すべきである。

（４）結論

一審被告示現舎は、別紙書籍目録記載 3 の出版物の出版ないし出品に関与しており、また、別紙ウェブサイト目録記載の各ファイル等の掲載へも関与しているといえるから、これらの行為について損害賠償義務を負うべきである。

3 一審被告三品の損害賠償責任

「2 一審被告示現舎の損害賠償義務」で述べたとおり、一審被告示現舎は損害

賠償義務を負うのであるから、一審被告三品は会社法 597 条に基づく損害賠償責任を負う。

第 6 本件地域一覧に係る情報の削除及び公開差止めの可否（争点 4）

1 一審被告宮部についての情報の削除及び公開差止めの範囲

原判決は、別紙書籍目録記載 1、2 及び 3 の出版物並びに別紙ウェブ使途目録記載 1、2 及び 4 記載のデータ、ファイルまたはウェブページに含まれる本件地域一覧の出版差し止め、削除及び公開差止めを認めながら、その範囲を、本件認容原告ら①の住所又は本籍の属する都道府県に係る部分に限定している。

「第 1 3（7）プライバシー権による保護は現在の住所・本籍地に限定されるはずがないこと」等で述べたように、このような限定をすることは誤りであり、本件地域一覧すべてについての削除及び公開差止めを認めるべきである。

2 一審被告示現舎についての情報の削除及び公開差止めの可否

原判決は、一審被告示現舎につき、別紙書籍目録記載 1 及び 2 の出版物に含まれる本件地域一覧のうち本件認容原告ら①の住所又は本籍の属する都道府県に係る部分の出版差し止め、削除及び公開差止めを認めつつ、別紙目録記載 3 並びに別紙ウェブ使途目録記載 1、2 及び 4 記載のデータ、ファイルまたはウェブページについての情報の削除及び公開差止めを認めていない。

本件地域一覧の削除及び公開差止めの範囲を限定することが誤っていることについては、「1 一審被告宮部についての情報の削除及び公開差止めの範囲」で述べたとおりである。

また、「第 5 2（2）一審被告示現舎の別紙書籍目録記載 3 の出版物の出版ない

し出品への関与」で述べたとおり、別紙書籍目録記載3の「5年のあゆみ」（甲465）は、発行人を一審被告宮部、発行所を一審被告示現舎とする出版物として出版されているから、一審被告示現舎がこれに関与していないという認定は明らかな誤りである。よって、この点についても出版差止めを認めるべきである。

また、「第5 2（3）一審被告示現舎の別紙ウェブサイト目録記載の各ファイル等の掲載への関与」で述べた通り、一審被告示現舎は、別紙書籍目録記載3の出版物の出版ないし出品に関与しており、また、別紙ウェブサイト目録記載の各ファイル等の掲載へも関与しているといえるからこれらについても情報の削除及び公開差止めを認めるべきである。

3 一審被告三品についての情報の削除及び公開差止めの可否

原判決は、一審被告三品について、出版差止め、情報の削除及び公開差止めを一切認めていない。

しかし、一審被告三品は、一審被告示現舎の業務執行社員であり、示現舎のホームページを一審被告宮部と共同で運営している者であり、別紙書籍目録の出版及び別紙ウェブサイト目録の掲載への関与が認められるか、少なくとも強く推認されるのであるから、出版差止め、情報の削除及び公開差止めを認めるべきである。

第7 本件人物一覧の公開による人格権侵害について（争点5）

1 極めて狭いプライバシー理解をした原判決の誤り

（1）原判決（6(1)ア）

原判決は、「個人原告らのうち、原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している者については、

本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。」とする。

しかし、同判示は一審原告の主張を理由なく否定するものであり失当である。

(2) 判例通説としての自己情報コントロール権

一審原告準備書面15の第2の1では、プライバシー権の核心としての「自己情報コントロール権」が通説であることを整理したが、この点について、原審は理由を示すことなく、上記判示のように古典的なプライバシー理解を示した。

一審原告準備書面15の第2の2では、裁判所も「自己情報コントロール権」を取り入れ始めて久しいことを整理したが、この点について、原審は理由を示すことなく、上記判示のように古典的なプライバシー理解を示した。

一審原告準備書面15の第2の3では、特に高度な配慮が必要な個人に関する「自己情報コントロール権」の実体法の定め等について整理したが、この点について、原審は理由を示すことなく、上記判示のように古典的なプライバシー理解を示した。

一審原告準備書面15の第2の4では、すでに一定の範囲に公開されている情報とプライバシー権侵害に関連する裁判例を整理したが、この点について、原審は理由を示すことなく、上記判示のように古典的なプライバシー理解を前提とした判断を示した。この点、上記判示が裁判例の傾向に反していることは明らかである。

(3) 本件「人物一覧」の特徴

一審原告準備書面24の第4の2(1)では、「水平社宣言」(1922(大正11)年3月3日)の全文を引用し、「部落解放同盟関係人物一覧」が、単なる電話帳・

住所録ではなく、「人物一覧」に掲載された者を晒し、揶揄し、侮蔑すると同時に、部落差別を扇動するものであること指摘したが、原審はこの点に何ら触れることなく上記判示をした。

奇しくも、2022年3月3日、「水平社宣言」から100周年であった。100周年は様々なメディアでも大きく報じられ、「水平社宣言」の歴史的意義や、本件事件のようなインターネット上の差別をはじめとした差別撤廃に向けた課題等が確認された。一審原告準備書面24の第4の2(1)では、「水平社宣言」の原文を引用したが、ここでは「水平社宣言」の現代語訳を引用する。

「全国各地で、齒を食いしばって生きている被差別部落のみなさん、今こそ手を取り合って進みましょう。

長い間いじめられ差別を受けてきた被差別部落のみなさん。1871年の解放令から約50年、私たちのためといって、多くの人々によって差別をなくすための運動が行われてきました。しかし、それらの運動はあまり役に立ちませんでした。人間は平等であり、尊敬すべきものなのです。しかし、人をあわれんだり、同情したりする考え方しかもたない人々は、私たちを気の毒な人たちだと思って運動してきたのです。

私たちを救ってあげようという運動は、かえって多くの私たちの仲間をだめにしてしまいました。だから、今、差別を受けている私たち自らが立ち上がったのです。人間だれをも尊敬し、大切にすることによって差別のない社会をつくろうという運動を自主的にはじめたのです。私たちは、私たちの手で部落差別をなくしていくのです。

被差別部落のみなさん、私たちの祖先は差別を受けながらも、自由で平等な社会を願い、闘ってきました。私たちは政府の身勝手な政治によってつくられた身分制度の犠牲者であったが、世の中に欠かすことのできない仕事に

携わり、社会を支える存在でもあったのです。その中でさまざまな差別を受けてきたのです。しかし、そのような悪夢のような差別の中でも、私たちの祖先の体の中には、誇り高く生き抜こうとする人間のあたたかい血が残っていました。そして、その血を受けついで私たちは「民衆が世の中の主人公になる時代」にたどりついたのです。私たちのしてきた人に嫌われる仕事を誇れる、そして人に嫌われる仕事をしてきた私たち自身を誇れる時がきたのです。

私たちが被差別部落の人間であることを誇りうる時代がやってきたのです。

私たちは、この世の中が、私たちを差別することのみにくさに気づかない人々や、差別されることのつらさに気づかない人々が多くいる冷たい世の中だということを知っています。だから私たちは、心から人間の尊さやあたたかさが大切にされる、差別のない世の中を心から願うのです。

水平社はこうして生まれました。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。」

(水平社100年 尊厳はいま『朝日新聞』2022年2月24日朝刊25面)

全国水平社の取組を継承する部落解放同盟にとって、極めて重要な意味を持つ(綱領では「部落解放運動の思想的源泉」と表現される。)。その意義のひとつとして、「エタ」などの差別するための言葉を、差別される側の部落民自らが、差別撤廃と平等を求めるといった差別される立ち上がりの文脈で使用了ことが挙げられる。「さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」と冒頭に記載する「部落解放同盟関係人物一覧」とは正反対の構造である。

一審原告らは、このような一覧表に掲載されてインターネット上で公開される

ことを承諾していないし、むしろその掲載に反対の意思を持っているであろうことは、第三者からみても明らかである。

(4) 一審原告らの自己情報コントロール権侵害

上記自己情報コントロール権に照らせば、いったん開示された情報だからといって、その情報がどのようなコミュニティやどのような媒体でも当該情報が利用・開示・共有することが許されるわけではない。

インターネットの世界におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）侵害は、個人情報の情報収集段階のみならず、保存、利用、開示、共有のあらゆる段階で生じる。原審が指摘するような「積極的にインターネット上で公開している」状態とは、情報収集段階において、収集が比較的容易な状態にあることを示しているに過ぎない。しかし、インターネット世界におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）侵害は、大量に保存・蓄積された情報がインターネットの拡散力と永続性という特徴により、情報収集後の段階での被害が深刻となる。

この点、最高裁平15年9月12日判決 民集57巻8号973号 江沢民講演会事件も、収集後の情報の利用・開示・共有の段階におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）侵害を重視した判決だといえる。

本件でも、「一般に広く知られている者」、「自ら積極的に公開している者」について、部落解放同盟関係者であるという情報収集自体が適法とされる余地はあり得ても、その情報を何らかの形で収集した後の情報の利用・開示・共有（部落解放同盟関係人物一覧という特殊な一覧表への情報の公開）は、プライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害する違法行為である。

したがって、部落解放同盟に所属していることが「一般に広く知られている者」、「自ら積極的に公開している者」には、そのことについて一切のプライバシー権

(自己情報コントロール権)が認められないとする原判決は、上記最判にも反し、明らかに誤っている。

2 親族に関する情報はプライバシー侵害にならないとする誤り (6(1)イ)

原判決において「全国部落調査」において本人過去本籍・住所、親族本籍・住所を除外したのと同様、この判断もまた、部落差別の系譜性等について理解できていないために根本的に誤った判断をしてしまっている(甲466等参照)。

また、たしかに、原判決がいうように人物一覧自体には親族関係が記載されているわけではないし、同姓同名の場合もあり得る。

しかし、当該親族と当該原告との間の親族関係を知っている者が当該記載を知れば、当該原告が被差別部落出身であることが判明する。原判決は、こうした事態が珍しいから法律上保護に値しないとするのであろうが、それは法的議論としては誤りである。また、当該親族と当該原告が同じ住所で生活していないし本籍をおいている場合や、当該親族の住所にかつて居住していたないし本籍をおいていた場合(つまり実家である等)は、当該住所地が被差別部落と見なされて部落差別を受ける危険性が高い(■尋問結果5頁以下)。さらに、人物一覧はその記載のみから被差別にかかるルーツが特定できない場合でも、身元調査の十分な端緒になり得る。

したがって、親族に関する情報が掲載されている控訴人にとっても人物一覧は、プライバシー権(自己情報コントロール権)を侵害するものである。

3 掲載されていない者はプライバシー侵害にならないとする誤り

原判決は、一審原告らが詳細に積み上げた間接事実をほぼ検討することなく、「原告らは、個人原告らの情報が本件人物一覧に掲載されていない場合についても、将来的に本件人物一覧に掲載される具体的な危険が生じているため、そのプライバシ

一が侵害されると主張するが、そのような危険性を認めるに足りる的確な証拠はなく」とする。

しかし、「同和地区. みんな」の人物一覧が公開された後に「同和地区. com」（ミラーサイト）の人物一覧が公開されたことは争いのない事実であり、かつ「同和地区. com」において、本件訴状を所持していなければ入手できない情報が更新されていた事実は証拠によっても容易に認定可能な事実であった（一審原告準備書面4の第2の2、一審原告準備書面7の第5の3、一審原告準備書面24の第4の2(4)等。）。しかるに、原審は、そうした事実すら認定せず上記のような判断を示しており、明らかに事実認定を誤っている。

一審原告準備書面4の第2の2、一審原告準備書面7の第5の3等で述べたとおり、「同和地区. com」も被控訴人宮部が運営管理していると認められるが、仮にそうした認定ができなかったとして、容易に認定可能な事実から、人物一覧に控訴人らの氏名等が掲載されていなかったとしても、被控訴人宮部が解放同盟関係人物一覧を作成し、管理していること自体が、一審原告らに向けられた部落差別が生じる具体的危険を作出しているということであり、自己情報コントロール権を侵害しているといえる。

したがって、人物一覧に一審原告ら本人の氏名等が掲載されていない場合でも、一審被告らの行為により自己情報コントロール権が生じているといえる。

4 原審判断枠組を前提にしたあてはめの誤り

詳細は追って主張する。

第8 本件人物一覧の公開についての損害賠償責任（争点6）

1 ミラーサイトの犯人性

(1) 原判決

原判決は、訴状記載に基づきミラーサイトが更新され、閲覧制限等により訴訟当事者しか裁判記録を閲覧することができない状態にあったとしても、「そのことのみから、被告らが本件人物一覧を本件ミラーサイトに掲載したと推認するのは困難である。」とする。

しかし、同判示は明らかに判断を誤っている上に、一審原告らの主張とかみ合っていない。

(2) 一審原告らの主張

まず、訴状に基づく情報更新にかかる主張立証自体が一般的な経験則に照らして相当強力な推認力を持つものである（一審原告準備書面4の第2の2、一審原告準備書面14等参照）。それにもかかわらず、原判決は、その推認力を検討した形跡がなければ、その前提となった事実認定も杜撰と言わざるを得ない。

また、一審原告らは、本件訴状に基づく情報更新にかかる主張「のみ」から推認を主張しているわけではない。上記に加え、一審被告らは「全国部落調査」を執拗に出版ないし公開しようとしており、一審原告らへの権利侵害を行おうとする意思は強固であること（一審原告準備書面4の第3）、本訴訟における一審被告らの主張や乙号証の提出状況（一審原告準備書面7の第2の5・第5の3）、一審被告宮部は、「同和地区.com」ドメインの「同和地区 wiki」を管理していることは認めていないものの、「全国部落解放協議会5年のあゆみ」、「全国部落解放協議会」での「全国部落調査」等の配布「部落探訪」、神奈川県人権啓発センター名義でのYouTube発信など本件仮処分命令の違反・潜脱行為を多数認めていること（一審被告宮部尋問調書27～34頁）、一審被告宮部が事実実験公正証書（甲344）

について miya.be には掲載していること、一審被告宮部がそのことについて覚えていないなどと明らかに不合理な証言をしていること（被告宮部 38～39 頁）等を主張立証してきた。それにもかかわらず、原判決は、その推認力を検討した形跡がなければ、その前提となった事実認定も杜撰と言わざるを得ない。

2 ミラーサイトの責任の相当因果関係

（1）原判決

原判決は、要するにミラーサイト（同和地区. com）設置者及び投稿者が特定できないために、ミラーサイト（同和地区. com）にかかる一審被告らの責任を認めていない。

しかし、この点もその判断の当否以前に一審原告らの主張とかみ合っていないと言わざるを得ない。

（2）一審原告らの主張

一審原告らは、ミラーサイト（同和地区. com）記事掲載に対する一審被告らの責任は十分認められると主張しつつも、予備的に、仮に一審被告らがミラーサイト（同和地区. com）に記事を掲載する等の関与が認定できなかったとしても、元サイトを作成したことに伴い損害賠償責任を負うことを主張してきた（一審原告準備書面 14）。

この点、原判決も、「…同和地区 Wiki は不特定の者が匿名化システムである Tor を用いて、Ip アドレスを知られることなく匿名で記事を編集することができたため、これに記事を掲載した人物を特定して責任を追及することが困難であったという事情も踏まえれば、被告宮部は、同和地区 Wiki の管理者として、これに掲載された違法な記事を削除すべき義務を有するというべきである。」（原判決 44 頁）

と、相当因果関係の起点となる危険源の作出を肯定している。しかも同和地区 wiki という形式で誰もが編集可能な枠組みを提供した一審被告らの行為は、部落差別を助長させ、永続性・巡回性をもって部落差別を助長させる情報をインターネットで増殖させ続ける極めて危険性の高い実行行為だといえる。

ミラーサイト（同和地区. com）の出現は、こうした実行行為自身が有する高度な危険性が現実化したものである。こうしたミラーサイト（同和地区. com）の出現や、別のウェブサイト等への転載・拡散は現代社会においてまったく珍しい行為ではない。しかも、コンピュータや I T に極めて高度な知識と技術を有する一審被告官部において、ミラーサイト（同和地区. com）の出現等を予見することは可能かつ容易であったといえる。

そもそも、wiki 形式（インターネットで誰でも閲覧編集可能）で被差別部落所在地情報をインターネット上で公開するという行為は、全国で一審被告らが初めて行ったものであり、この一審被告らの行為がなければ、ミラーサイト（同和地区. com）の出現はなかったといえる。

したがって、原判決は失当であり、一審被告らが元サイト（同和地区. みんな）を開設し、「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」を公開したことと、ミラーサイト（同和地区. com）において元サイトと同じ情報ないしそれ以上の情報が公開され続けていることとの間に相当因果関係が認められる。

第9 本件人物一覧の削除及び公表差止めの可否（争点7）

原判決は、「前記7(2)説示のとおり、被告官部が本件人物一覧を同和 Wiki に掲載したとは認められず、かえって、その掲載に消極的であったことが推認されることに照らすと、被告官部が本件人物一覧を今後公開することが明らかに予想されるとは認め

られない。」とする（原判決４５頁）。

しかし、この「消極的」との推認の前提となる事実は、全て仮処分決定後の事実である（原判決１（４））。仮処分決定という法的制裁があつて初めてあつた発言であり、その前後の発言を認定の基礎としていない点において恣意的な推認である。

そもそも、２０１６年１０月１７日「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ」（甲４２）や、２０１８年８月３１日「木村草太大先生の提案に従い、示現舎に『※差別目的での利用は禁止します』との注釈を付けました。これで憲法学者がやってよいとお墨付きです。バンバン部落探訪いたしますよ。いちゃもん付ける奴は憲法を知らない馬鹿か差別者でしょう」（甲４２０）といった発言からすると（この他にも類似の発言が多数あることは一審で主張立証したとおりである）、上記仮処分決定直後の発言は、仮処分決定に一応従う構えを示しているだけと評価するのが適切である。

したがって、原判決は失当であり、一審被告ら（とりわけ一審被告宮部）が本件人物一覧を今後公開することは非常に蓋然性が高いと認められる。

以上